事業者説明資料１

富士・東部広域環境事務組合
一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価書

準備書に対する知事意見への対応及び修正について

（公開部分）

令和８年 10 月 20 日　環境影響評価等技術審議会

富士・東部広域環境事務組合

目　　次

【資料 1-1】準備書に対する知事意見 1

【資料 1-2】知事意見１への対応及び修正 5

【資料 1-3】知事意見２への対応及び修正 7

【資料 1-4】知事意見３への対応及び修正 9

【資料 1-5】知事意見４への対応及び修正 11

【資料 1-6】知事意見５への対応及び修正 18

【資料 1-7】知事意見６への対応及び修正 19

【資料 1-8】知事意見７への対応及び修正 24

【資料 1-9】知事意見８への対応及び修正 25

【資料 1-10】知事意見９への対応及び修正..... 34

【資料 1-11】知事意見１０への対応及び修正..... 35

【資料 1-12】知事意見１１への対応及び修正..... 37

【資料 1-13】知事意見１２への対応及び修正..... 38

【資料 1-14】知事意見１３への対応及び修正..... 39

【資料 1-15】知事意見１４への対応及び修正..... 40

【資料 1-16】知事意見１５への対応及び修正..... 41

【資料 1-17】知事意見１６への対応及び修正..... 42

【資料 1-18】知事意見１７への対応及び修正..... 49

【資料 1-19】知事意見１８への対応及び修正..... 50

【資料 1-20】知事意見１９への対応及び修正..... 53

【資料 1-21】知事意見２０への対応及び修正..... 55

【資料 1-22】知事意見２１への対応及び修正..... 65

【資料 1-1】準備書に対する知事意見

準備書に対する知事の意見は次のとおりです。

準備書に対する知事意見(1/4)

【全般的事項】

1　環境保全目標の設定における基本的考え方の見直し

環境保全上の目標については、単純に環境基準等を目標とするのではなく、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを踏まえた目標設定を行うこと。

2　柔軟な提案を促す発注方式及び評価体制の整備

施設整備に係る性能発注においては、敷地内の施設配置や規模について、環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。

また、これらの提案を適切に評価できる審査基準及び審査体制を整備すること。

3　各環境要素の関連性を重視した記載

大気や水質、地下水などの自然環境に関する予測評価と、動植物に関する評価がそれぞれ独立して扱われており、両者の関連性が十分に示されていない。

しかし、環境影響評価では、水温の上昇や地下水位の低下などの環境変化が動植物にどのような影響を与えるのかを明らかにすることが重要である。

したがって、個々の環境要素の評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺に生息する動植物への影響についても検討すること。

【個別事項】

（騒音）

4　騒音に係る再調査及び対応の強化

事業実施区域の周辺では、事業実施前の時点で既に騒音の環境基準を超過している調査地点が存在することから、きめ細やかな対応が求められる。よって、次のとおり対応すること。

① 現時点（事業実施前）の実態把握のため、新たに騒音の調査地点を設定するとともに、騒音対策について地元自治体に協力を求めること。なお、調査及び地元自治体との協議結果については、経緯等も含めて評価書に詳細に記載すること。

② 環境影響を可能な限り低減するための保全措置を講じること。また、その効果を確認するため事後調査を実施し、その結果を中間報告書に記載すること。

（地盤沈下、地形・地質）

5　地質構造を踏まえた地盤沈下への影響の再評価

事業による地盤沈下への影響の有無について、地下水位の回復が非常に早い地層であることや、帯水層からの揚水による地盤沈下の実績がないことを根拠に、影響はないと説明している。

しかしながら、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないことから、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見（Bor.1～9 の調査結果、当該地質の具体的な土質特性についての追加情報など）も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

準備書に対する知事意見(2/4)

（植物）

6　移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項

環境保全措置として移植を実施する植物については、次の事項に留意すること。

① 同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明すること。

② 生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）、水分条件、日照、風通しなどの現在の生育環境を整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にすること。特に、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載すること。

③ 移植に際しては、先行事例がないなど不確実性が高い場合には、専門家の助言を得ながら、段階的に移植を行うなど慎重に実施すること。

④ 環境保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映させること。

7　微気象の変化や二酸化炭素排出量の増加が植物に及ぼす影響の説明

水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加について明らかにし、これらが植物に与える影響について評価書に記載すること。

（植物、動物）

8　創出環境の整備に関する事項

創出環境について、次のとおり対応すること。

① 整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に示すこと。

② 規模・構造等について、あらかじめ具体的に評価書に示すこと。

③ 調整池についても創出環境と同様の機能を備えるよう検討すること。

④ 保全対象種に両生類を含めるなど、対象をより広く設定すること。

⑤ 動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、種の移動方法、期間及び移植時期を決定すること。

⑥ 外部から当該地への動植物の誘導方法については、検討を行うこと。また、創出環境への適切な移入が図られるよう、回廊（コリドー）の設置等の工夫を検討すること。

⑦ 創出環境の成功基準については、達成状況の評価方法を評価書に示すこと。

⑧ 対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に示すこと。

⑨ 事後調査については、初夏と盛夏では昆虫の出現状況（時間帯、生息場所、行動パターン、個体数）が異なるため、調査の実施回数を増やすこと。

⑩ 事後調査を実施する期間については、「創出環境整備後に一律３年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで継続すること。

（植物、動物、生態系）

9　複数案の検討に関する事項

事業計画（事業実施区域の選定及び土地の利用方法）に係る複数案の検討については、その内容に関する説明が十分でないことから、環境への影響をできる限り回避又は最小化する観点から、改めて比較検討を行い、その結果について説明すること。

その際、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）の面的影響（面積の増減）及び景観への影響について、回避、最小化、代償のミティゲーション・ヒエラルキーに沿って、複数の代替案又は環境保全措置案を比較検討すること。その上で、これらの検討内容及び結果について、面積変化を示した表並びに土地改変箇所及び創出環境等の位置を示した図面を用い、定量的かつ視覚的に分かりやすく評価書に記載すること。

準備書に対する知事意見(3/4)

１０　事業実施区域内の過湿地の保全

現存する動植物の生息・生育環境となっている過湿地を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。

その検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。その際、数値や図表を用いて、具体的かつ定量的に示すこと。

１１　創出環境における既存植生の活用

現計画では、創出環境の整備に当たり、既存植生を一度除去した上で造成する方針としているが、既存の草地や疎林の活用について検討し、その結果を評価書に記載すること。

その際、オニグルミが群落を形成すると、周辺において他の植物の生育が制約されるおそれがあることから、樹種構成や配置等に十分配慮すること。

なお、既存植生の活用が現実的でないと判断した場合には、その判断に至った検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。

１２　工事期間中における動植物の移動経路の検討

事業実施区域にある過湿地と創出環境の整備予定地との間には距離があり、動植物の移動に時間を要することが想定される。

このため、工事期間中、両者の間に位置する放棄水田に水を流す措置を講じるなど、過湿地の動植物が創出環境へ自発的に移動できる連続した環境（移動経路）の構築を検討すること。その際、既存の用水路から供給されている水を使用することができないか併せて検討すること。

（動物）

１３　クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価

事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。

その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

（生態系）

１４　生態系の違いを踏まえた影響評価の実施

事業実施区域の西側は市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されている。

しかしながら、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウに基づく評価のみをもって、事業全体の生態系への影響を評価している。

このため、山林側の生態系の特性についても適切に把握した上で影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行うこと。

１５　生態学的根拠に基づく説明への見直し

事業による生態系への影響について、「被害」や「攪乱」に相当する内容を説明しているが、その記述の中に、生態学的根拠に基づかない表現が見受けられる。

このため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。

また、事業の実施に伴い周辺の地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。

準備書に対する知事意見(4/4)

（景観・風景）

１６　景観に係る追加の予測及び評価の検討

次の３点について、予測及び評価の実施を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。

① 建物の側方視点（近距離）からの見え方

② 富士山へ向かうシークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）の中で施設が視界に入ることによる心的景観への影響（期待感の阻害）

③ 既存のごみ処理施設が存在する場合と撤去後の状況とを比較検討した結果

１７　煙突高さ及び色彩の設定根拠の明確化

煙突の高さ（59m 及び 100m）の比較検討並びに色彩設定については、その根拠及び検討経緯に関する説明が十分とはいえないため、評価書においてより詳細に記載すること。

１８　設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認

景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、効果の不確実性が大きいため、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」とする説明は適切ではない。

したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めるとともに、当該効果については事後調査により確認すること。

１９　景観への影響低減に係る環境保全措置の具体化

建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置（面分割、植栽等）について、過去事例を踏まえて検討すること。

その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示するとともに審査基準に反映し、評価書に記載すること。

（その他）

２０　県民に配慮した分かりやすい情報提供

環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであることから、評価書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。

① 施設の存在及び稼働に伴う取水、使用及び排水を含めた水収支（用排水）の内容

② 造成工事に係る複数案（地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量、最大の盛土高さ）

③ 動植物に係る環境保全措置（創出環境の整備前の動植物の保全及び創出環境への導入）

２１　性能発注方式における環境影響評価結果の確実な反映

今回の手続においては、事業計画及び環境保全措置の詳細が性能発注の受注者による提案に委ねられることから、受注者となるべき者が設計段階において環境影響評価手続の結果を確実に反映することが重要である。このため、以下の事項に留意すること。

① 環境影響評価の結果を確実に反映するため、発注条件への反映や受注者選定における審査項目への追加などの具体的な手法を整理し、その内容を評価書に記載すること。

② 事業計画の具体化に伴い、「受注者提案による」とする事項については、その内容が今回の予測及び評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認し、その結果を中間報告書の手続において明らかにすること。なお、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載すること。

【資料 1-2】知事意見１への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１】

１　環境保全目標の設定における基本的考え方の見直し

環境保全上の目標については、単純に環境基準等を目標とするのではなく、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを踏まえた目標設定を行うこと。

【事業者の見解】

環境保全上の目標は、現状の環境を悪化させないことを基本とし、現状の環境の調査結果を踏まえた目標設定を行った。

なお、工事中の建設機械の稼働時や資機材運搬車両の走行時は、一時的に現状と大きく異なる状況となり、現状の環境から悪化させないことが困難であるため、環境配慮事項及び環境保全措置によりできる限り影響を低減させることを前提に、環境基準等を環境保全上の目標とした。

【対応する評価書のページ】

【大気汚染】8-3(267)、8-6(270)、8-9(273)、8-147(411)～8-148(412)
【悪臭】8-156(420)、8-171(435)
【騒音】8-174(438)、8-177(441)、8-179(443)、8-255(519)～8-257(521)
【振動】8-284(548)、8-287(551)、8-289(553)、8-332(596)
【水質汚濁】8-339(603)、8-341(605)、8-370(634)

２．対応及び修正内容の説明

大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁の各対象項目において、「調査、予測及び評価の手法」の一覧表の中に、現状の環境を悪化させないことを基本として環境保全上の目標を設定する旨の記述を追加しました。

また、それぞれの評価方法を示す箇所において、「②環境保全上の目標との整合性に関する評価」に同様の記述を追加した上で環境保全上の目標を設定しました。

大気汚染を例として、表 1-2-1(1)～(2)に環境保全上の目標を示します。

【大気汚染】の環境保全目標（評価書 411 ページ～412 ページより抜粋、下線部は関連記述）

予測項目について、<u>各対象物質の濃度を現況よりも悪化させないことを基本とし</u>、法律等に基づいて示されている基準又は目標（環境基準等）を参考に、最も影響の大きい場合でも満足すべき水準を、評価の指標として設定した。

表 1-2-1(1)　大気汚染に係る環境保全上の目標（工事中）

（評価書 411 ページ　表 8.1.1-88(1)）

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工 資機材運搬車両の走行	<u>各対象物質の濃度を現況よりも悪化させないことを基本にするとともに</u>、以下に示す基準等を満足するものとする。 以下省略	基準等については、二酸化窒素(NO_2)及び浮遊粒子状物質(SPM)は、環境基準を参考とした。 以下省略

表 1-2-1(2)　大気汚染に係る環境保全上の目標（存在・供用時）

（評価書 412 ページ　表 8.1.1-88(2)）

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・供用時	施設の稼働 （長期平均濃度） 廃棄物運搬車両の走行	各対象物質の濃度を現況よりも悪化させないことを基本にするとともに、以下に示す基準等を満足するものとする。 以下省略	基準等については、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）及びダイオキシン類は、環境基準を参考とした。 以下省略
	施設の稼働 （短期高濃度）	各対象物質の濃度を現況よりも悪化させないことを基本にするとともに、以下に示す基準等を満足するものとする。 以下省略	基準等については、二酸化硫黄（SO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）は、環境基準を参考とした。 以下省略

【悪臭】の環境保全目標（評価書 435 ページより抜粋、下線部は関連記述）

予測項目について、臭気指数を現況よりも悪化させないことを基本とし、計画施設の公害防止基準及び現地調査結果を基に環境保全上の目標を設定した。この指標と予測結果を比較することにより、その整合性の評価を行った。

【騒音】の環境保全目標（評価書 519 ページ～521 ページより抜粋、下線部は関連記述）

予測項目について、騒音の発生状況を現況よりも悪化させないことを基本とし、法律等に基づいて示されている基準又は目標を参考に、最も影響の大きい場合でも満足すべき水準を、評価の指標（環境基準等）として設定した。これらの指標と予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

【振動】の環境保全目標（評価書 596 ページより抜粋、下線部は関連記述）

振動に係る環境影響について、振動の発生状況を現況よりも悪化させないことを基本とし、法律等に基づいて基準等が示されている項目については、当該基準等を参考に、最も影響の大きい場合でも満足すべき水準を環境保全上の目標として設定した。基準等がない項目については、生活環境に著しい影響を及ぼすことが無いよう、現況を踏まえて環境保全上の目標を設定した。これらの指標と予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

【水質汚濁】の環境保全目標（評価書 634 ページより抜粋、下線部は関連記述）

予測項目について、河川の水質を現況よりも悪化させないことを基本とし、法律等に基づいて示されている基準又は目標（環境基準等）を参考に評価の指標を設定した。環境基準等がない項目については、定性的な評価の指標を設定した。これらの指標と予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

【資料 1-3】知事意見２への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見２】

２　柔軟な提案を促す発注方式及び評価体制の整備

施設整備に係る性能発注においては、敷地内の施設配置や規模について、環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。

また、これらの提案を適切に評価できる審査基準及び審査体制を整備すること。

【事業者の見解】

性能発注において、受注者が環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を行いやすいよう、要求水準書への記載を工夫した。

また、環境影響の回避、低減に関する受注者の提案を適切に評価できる審査基準及び審査体制を整備した。

【対応する評価書のページ】

1-11(11)～1-12(12)

２．対応及び修正内容の説明

評価書の「第１章 事業計画の概要　1.4.2 対象事業の内容」に性能発注方式における環境配慮についての説明を追記しました。説明の抜粋を下記の囲みに示します。

この説明の中で、環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を入札参加者に促すため、要求水準書には、採用技術の詳細について必要のない制限を設けないよう配慮する旨を記載しました。

また、落札者決定にあたっては、「搬入・搬出管理」、「環境保全・循環型社会形成のための取組み」、「脱炭素社会形成に向けた貢献」、「デザイン及び景観」、「全体工事計画」、「環境保全と地域特性を踏まえた独自提案」を審査対象とし、環境影響の回避、低減に資する提案を適切に評価できるしくみとしています。

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準及び得点化方法に従って評価が行われる体制としています。

性能発注方式における環境配慮について（評価書 11 ページ～12 ページより抜粋、下線部は関連記述）

＊：性能発注方式における環境配慮について

性能発注方式は、発注者が施設の基本的な性能、制約事項を定め、その性能等を満たすことを前提に、入札参加者が技術提案を行い、提案内容と入札価格を考慮して総合的に優れた提案を採用する受注者選定方式である。

性能発注方式では、入札参加者の技術提案に、施設規模、処理方式などのほか、環境影響評価の結果を踏まえて、大気汚染、悪臭、騒音等の環境性能、植物・動物・生態系に与える影響を最小限とするための工法等が示されることになる。

本事業の性能発注の要求水準書においても、公害防止基準や景観に関する法令遵守、環境保全、発生材の処理に関する事項、その他環境影響への配慮について示すとともに、「環境影響評価書の遵守」として建設事業者に次の事項を義務付けている。

・環境影響評価の結果及び評価書に記載された環境保全措置を遵守するものとする。

・設計・施工計画の検討にあたっては、保全対象種の生息・生育環境への配慮、移植等

の植物保全措置及びこれに必要な表土保管等に対応可能な計画とするものとする。

・組合が実施する事後調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、建設事業者の責任において対策を講じるものとする。

また、運営事業者には、植栽管理業務の一環として、次の事項を義務付けている。

・環境影響評価書に基づき整備された生息・生育環境について、その機能を維持するために必要な草刈りその他の維持管理を実施するものとする。

・管理内容については、組合が実施する事後調査結果及び組合の指示を踏まえ、適切に対応するものとする。

これらの要求事項を受けて、技術提案には環境配慮の工夫が示されることになる。環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を入札参加者に促すため、採用技術の詳細については必要のない制限を設けないよう配慮した。

また、落札者決定にあたり、次の項目を審査対象とすることにより、環境影響の回避、低減に資する提案を適切に評価できるしくみとしている。

・搬入・搬出管理（繁忙期における車両集中時の渋滞対策等）

・環境保全・循環型社会形成のための取組み

・脱炭素社会形成に向けた貢献

・デザイン及び景観

・全体工事計画（周辺環境や住民等に配慮した工事計画等）

・環境保全と地域特性を踏まえた独自提案

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準及び得点化方法に従って評価が行われる体制である。

【資料 1-4】知事意見３への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見３】

３　各環境要素の関連性を重視した記載

大気や水質、地下水などの自然環境に関する予測評価と、動植物に関する評価がそれぞれ独立して扱われており、両者の関連性が十分に示されていない。

しかし、環境影響評価では、水温の上昇や地下水位の低下などの環境変化が動植物にどのような影響を与えるのかを明らかにすることが重要である。

したがって、個々の環境要素の評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺に生息する動植物への影響についても検討すること。

【事業者の見解】

動植物に関する項目について、環境影響要因ごとに動植物に対する環境影響要因の内容と影響の種類を整理した。その上で、大気や水質、地下水などの他の環境影響評価項目での予測結果を参照して影響の可能性の有無を検討し、その結果を評価書に記載した。

また、影響の可能性があるとした要素について、予測を行っていなかった内容については、予測を行い、予測結果を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】8-491(755)、8-497(761)～8-498(762)

【陸上動物】8-565(829)～8-566(830)、8-597(861)～8-598(862)

【水生生物】8-645(909)、8-653(917)～8-654(918)

２．対応及び修正内容の説明

存在・供用時の環境影響要因ごとに、大気や水質、地下水などへの影響を介した動植物への影響の可能性を検討し、予測結果の記述に反映しました。

陸上植物、陸上動物、水生生物のそれぞれについて検討した、影響の可能性の有無を表 1-4-1 に示します。

表中の“○”については、動植物の影響予測で扱っている項目です。

蒸発散量の減少、気温の上昇などの変化については、他の環境影響評価項目で扱っていませんが、これは、知見に乏しく影響予測が困難なためです。施設建設後には周囲に緑地を配置し、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響の緩和が図られることとなります。

地下水位や大気質の変化等については、当該の環境影響評価項目の予測結果から、影響がないと判断しました。特に土壌の水分条件については、対象事業実施区域内では大きな変化がありますが、周辺地域については、地下水の予測結果から、土壌の水分条件への影響はないと考えられます。

表 1-4-1　動植物に影響する存在・供用時の環境影響要因

環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容	影響の種類	影響の可能性の有無		
				陸上植物	陸上動物	水生生物
土地及び工作物の存在及び供用	構造物及び舗装等の存在	土地利用の変化	水温の上昇	－	×	○
			蒸発散量の減少及び気温の上昇	□	－	－
		建物、煙突等（地下構造物を含む）の工作物の存在	地下水位の変化	×	×	×
			日照阻害	○	×	×
		構内照明の使用	光の漏洩	○	○	○
		供用時に敷地内に降った雨水の敷地外への排水	水質汚濁	－	－	×
	施設の稼働	煙突からの排ガスの排出	大気質の変化	×	×	×
		施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	－	－	－	－
		施設の稼働に伴う騒音・振動の発生	騒音・振動の発生	－	○	－
		施設からの排水の発生	排水の放流	－	－	○
		施設の稼働に伴う地下水の取水	地下水位の変化	×	×	×
		焼却残さ等の発生、搬出	土壌の汚染	－	－	－
		燃料等の使用による温室効果ガスの発生	二酸化炭素濃度の変化	－	－	－

注）○：影響の可能性がある項目　□：影響の可能性はあるが予測では取り上げないこととした項目
　　×：他の環境影響評価項目の予測の結果、影響はないと判断した項目　－：影響の可能性がない項目

【資料 1-5】知事意見４への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見４】

４　騒音に係る再調査及び対応の強化

事業実施区域の周辺では、事業実施前の時点で既に騒音の環境基準を超過している調査地点が存在することから、きめ細やかな対応が求められる。よって、次のとおり対応すること。

①　現時点（事業実施前）の実態把握のため、新たに騒音の調査地点を設定するとともに、騒音対策について地元自治体に協力を求めること。なお、調査及び地元自治体との協議結果については、経緯等も含めて評価書に詳細に記載すること。

②　環境影響を可能な限り低減するための保全措置を講じること。また、その効果を確認するため事後調査を実施し、その結果を中間報告書に記載すること。

【事業者の見解】

①-1　実態把握のために新たに騒音の調査地点を追加した。

①-2　騒音対策について地元自治体に協力を求めた。

①-3　調査及び地元自治体との協議結果について、経緯等も含めて評価書に詳細に記載した。

②　環境影響を可能な限り低減するための保全措置を講じるとともに、その効果を確認するため事後調査を実施することとした。

また、事後調査の結果を中間報告書に記載することを評価書に記載した。（事後調査を実施する他の項目との共通事項）

【対応する評価書のページ】

①-1、①-3【騒音】8-173(437)、8-178(422)、8-179(443)、8-182(446)

①-2、①-3【騒音】8-253(517)～8-254(518)

②【騒音】8-251(515)～8-252(516)　【事後調査計画】9-1(1171)

２．対応及び修正内容の説明

（１）新たな調査地点の追加及びその調査結果　①-1、①-3

環境騒音の調査地点として、環境騒音 No.3（対象事業実施区域の北西側の直近民家）を追加し、現地調査を実施しました。追加分を含む現地調査結果を表 1-5-1 に示します。

環境騒音 No.3 における騒音の状況は環境騒音 No.2 と類似しており、主な騒音発生源は中央自動車道、県道 718 号の道路交通騒音でした。調査結果は、昼間（6 時～22 時）、夜間（22 時～翌 6 時）とも、参考基準値とするＢ類型（主として住居の用に供される地域）の環境基準（昼間：55dB、夜間 45dB）を上回っていました。

表 1-5-1　現地調査結果（環境騒音　等価騒音レベル L_{Aeq}）

（評価書 446 ページ　表 8.1.3-6(1)、下線の値は追加調査の結果）

調査地点	調査日区分	時間区分	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準（dB）		
				地域類型	基準値	適合状況
環境騒音 No. 1	平日	昼間	51	指定なし（参考：B類型）	(55)	(○)
		夜間	49		(45)	(×)
	休日	昼間	49		(55)	(○)
		夜間	45		(45)	(○)
環境騒音 No. 2	平日	昼間	55	指定なし（参考：B類型）	(55)	(○)
		夜間	54		(45)	(×)
	休日	昼間	59		(55)	(×)
		夜間	58		(45)	(×)
環境騒音 No. 3	平日	昼間	<u>59</u>	指定なし（参考：B類型）	(55)	(×)
		夜間	<u>55</u>		(45)	(×)
	休日	昼間	<u>58</u>		(55)	(×)
		夜間	<u>55</u>		(45)	(×)

注 1）時間区分は、環境基準における昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌 6 時を示す。
注 2）調査地点はいずれも地域類型の指定がない地域にあるため、周辺の土地利用状況を勘案し、B類型（主として住居の用に供される地域）の環境基準を参考基準値とした。なお、( ) は参考基準値であることを示す。
注 3）環境基準の適合状況は、○が適合、×が不適合を示す。なお、( ) は参考基準値による評価であることを示す。

（２）地元自治体との協議結果　①-2、①-3

現況の騒音が環境基準値または参考基準値を超過している道路交通騒音調査地点において、騒音の低減を図るため、地元自治体である富士吉田市及び西桂町に対し協力を要請いたしました。その結果、富士吉田市、西桂町、ならびに各対象道路の管理者より、表 1-5-2 のとおり見解が得られました。

調査地点を図 1-5-1 に、協議経過の詳細を表 1-5-3(1)～(2)に示します。

表 1-5-2　地元自治体及び道路管理者等との協議結果概要

対象地点 （対象道路）	協議対象	見解等
沿道騒音 No.2 （中央自動車道）	ＮＥＸＣＯ中日本	環境基準（70dB）は超えているものの要請限度（75dB）には達していないため対策は実施しない。
	西桂町	ＮＥＸＣＯ中日本の見解は、法・基準上の判断としては理解するものの、住民の生活環境の観点から引き続き実態の注視が必要であると考える。
沿道騒音 No.3 （一般国道 139 号）	国土交通省	①調査実施当時（令和 6 年 9 月）の環境基準超過の要因は、大型車混入率等が高かったことと推察される。 ②その後、令和 8 年 7 月 3 日に並走する県道バイパス（上暮地バイパス・小沼バイパス）が全線開通したことにより交通転換が図られ、大型車両の通行減少が思慮される。 ③現地確認の結果、路面のひび割れ等、騒音に影響する修繕箇所もなく、大型車両の減少も確認できていることから、令和 6 年当時の環境基準超過に対する追加の騒音対策の実施はない。引き続き適切な道路管理に努める。
	西桂町	県道バイパス全線開通による交通転換（大型車の減少等）によって、沿道の生活環境改善効果が期待される状況にある。バイパス開通による交通流の変化や今後の状況変化に十分留意していく。
沿道騒音 No.5 （富士吉田市道 明見東通り線）	富士吉田市	①当該地について、舗装が古いことと、橋梁の金具部分と段差が生じていること等の要因により大きな走行音が発生している旨苦情があったため、橋の北側の舗装打ち換え工事を令和 7 年 3 月 31 日、橋の南側の舗装打ち換え工事を令和 7 年 10 月 24 日に完成済である。 ②公共の道路である為、走行について規制は出来ないため、市で実現可能な対策として舗装を打ち換えたことにより、調査を行った時点に比べると走行音は軽減されたと考えられる。
全般	西桂町	今回の環境調査で確認された各道路の状況や管理者からの見解を踏まえ、富士・東部広域環境事務組合とも一体となって、必要な環境保全措置の検討および住民生活の安定確保に努めていく。

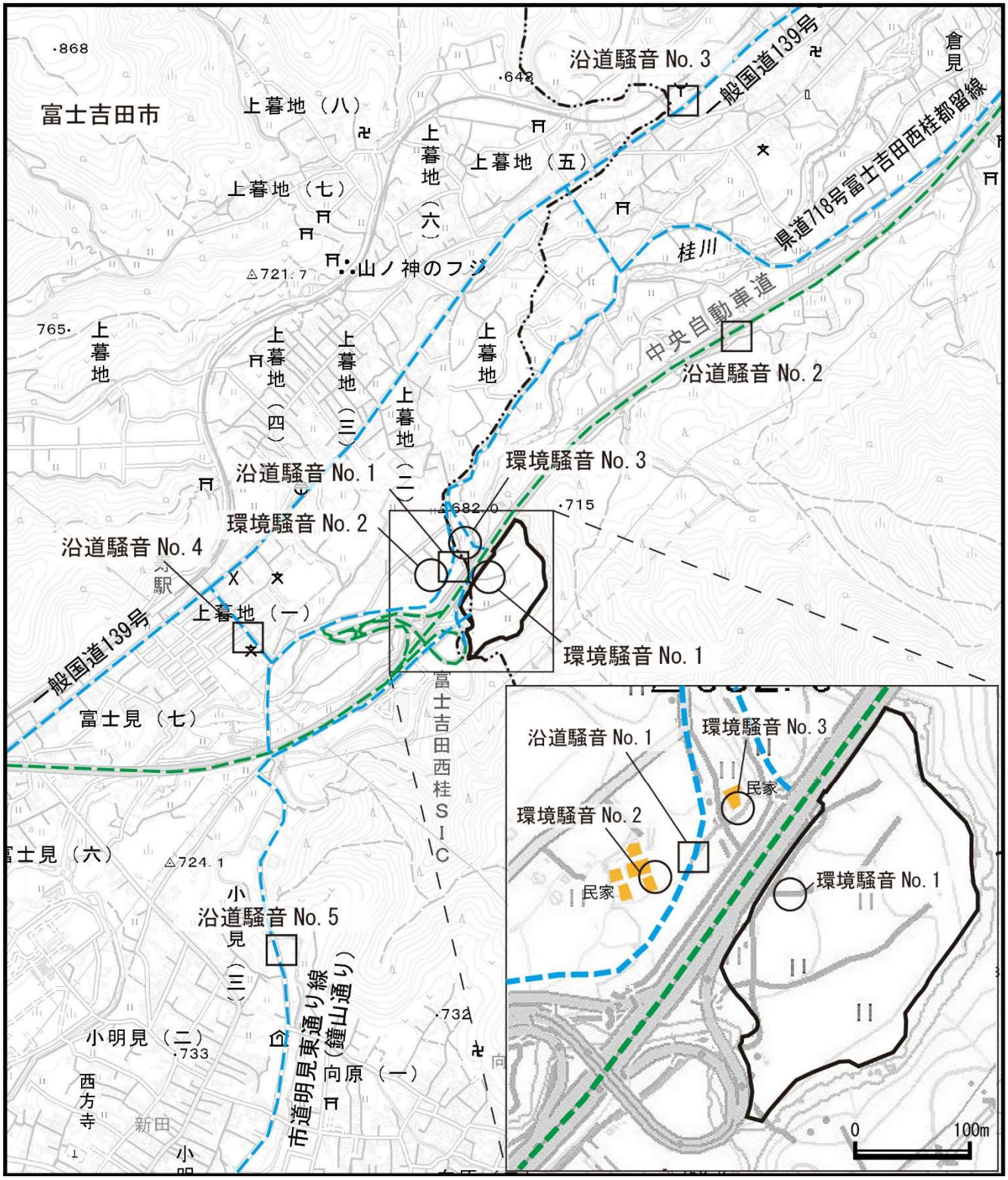
沿道騒音 No. 3
一般国道139号
県道718号富士吉田西桂都留線
桂川
中央自動車道
沿道騒音 No. 2
環境騒音 No. 3
沿道騒音 No. 1
環境騒音 No. 2
沿道騒音 No. 4
環境騒音 No. 1
沿道騒音 No. 5
富士吉田市
上暮地（八）
上暮地（七）
上暮地（六）
上暮地（五）
上暮地（四）
上暮地（三）
上暮地（二）
上暮地（一）
山ノ神のフジ
富士見（七）
富士見（六）
小明見（二）
向原（一）
富士吉田西桂SIC
市道明見東通り線（鐘山通り）
民家
0
100m

図 1-5-1　騒音調査地点

表 1-5-3(1)　現況の道路交通騒音の低減に関する地元自治体等との協議経過

（評価書 517 ページ　表 8.1.3-42(1)）

相談先	対象道路	道路管理者 （相談窓口）	現地調査 地点	相談の経緯
富士吉田市	市道明見東通り線	富士吉田市 道路公園課 （環境政策課）	沿道騒音 No.5	令和 8 年 7 月 28 日（相談開始） 本組合より富士吉田市環境政策課に対し、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する知事意見書」を提示し、令和 6 年 9 月 26 日及び 10 月 27 日に実施した道路交通騒音の調査の結果、沿道騒音 No.5（市道明見東通り線）において環境基準を超える道路交通騒音が発生していたことを伝え、当該道路の騒音の低減について相談を開始した。 令和 8 年 7 月 29 日（回答１） 富士吉田市環境政策課より、道路管理者である富士吉田市道路公園課と協議をする旨の回答があった。 令和 8 年 7 月 30 日（回答２） 富士吉田市環境政策課より、以下の回答があった。 当該地について、舗装が古いことと、橋の橋梁の金具部分と段差が生じていること等の要因により大きな走行音が発生している旨苦情があったため、橋の北側の舗装打ち換え工事を令和 7 年 3 月 31 日、橋の南側の舗装打ち換え工事を令和 7 年 10 月 24 日に完成済である旨、道路公園課より回答を得た。 当然にして公共の道路である為、走行について規制は出来ないため、市で実現可能な対策として舗装を打ち換えたことにより、調査を行った時点に比べると走行音は軽減されたと考えられる。
西桂町	一般国道 139 号 中央自動車道	西桂町 （税務住民課）	沿道騒音 No.3 沿道騒音 No.2	令和 8 年 8 月 26 日（相談開始） 本組合より西桂町税務住民課に対し、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する知事意見書」を提示し、令和 6 年 9 月 26 日及び 10 月 27 日に実施した道路交通騒音の調査の結果、沿道騒音 No.2（中央自動車道）及び沿道騒音 No.3（一般国道 139 号）において環境基準を超える道路交通騒音が発生していたことを伝え、当該道路の騒音の低減について相談を開始した。 令和 8 年 9 月 15 日（回答） 西桂町税務住民課より、道路管理者等と協議を行い、現況の把握と対応について検討を進めてきた旨、その協議結果を踏まえた西桂町の意見および対応方針を以下のとおり取りまとめた旨の回答があった。

表 1-5-3(2)　現況の道路交通騒音の低減に関する地元自治体等との協議経過

（評価書 518 ページ　表 8.1.3-42(2)）

相談先	対象道路	道路管理者（相談窓口）	現地調査地点	相談の経緯
西桂町（続き）	一般国道 139 号	国土交通省（甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所）	沿道騒音 No.3	○道路管理者等との協議の経緯・結果 (1) 国土交通省（国道 139 号線沿い：西桂町防災倉庫前） ・協議の経過： 令和 8 年 8 月 31 日に富士・東部広域環境事務組合と共に国土交通省甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所を訪問し、環境調査結果を説明のうえ対応を求めた。 ・道路管理者の見解（令和 8 年 9 月 3 日付） ・調査実施当時（令和 6 年 9 月）の環境基準超過は、大型車混入率等が高く影響していたものと推察される。 ・その後、令和 8 年 7 月 3 日に並走する県道バイパス（上暮地バイパス・小沼バイパス）が全線開通したことにより交通転換が図られ、大型車両の通行減少が思慮される。 ・現地確認の結果、路面のひび割れ等、騒音に影響する修繕箇所もなく、大型車両の減少も確認できていることから、令和 6 年当時の環境基準超過に対する追加の騒音対策の実施はない。引き続き適切な道路管理に努める。
	中央自動車道	NEXCO 中日本（東京支社大月保全・サービスセンター）	沿道騒音 No.2	(2) 中日本高速道路株式会社 （中央道沿い：西桂町民グラウンド前駐車場付近） ・協議の経過： 令和 8 年 9 月 3 日に富士・東部広域環境事務組合と共に NEXCO 中日本東京支社大月保全･サービスセンターを訪問し、調査結果を説明のうえ対応を求めた。 ・NEXCO 中日本の見解（令和 8 年 9 月 15 日付） ・対象箇所の道路交通騒音については、環境基準である 70dB は上回っているものの、要請限度である 75dB には達していないことから、対策は実施しないものとする。
	一般国道 139 号 中央自動車道	国土交通省（甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所） NEXCO 中日本（東京支社大月保全・サービスセンター）	沿道騒音 No.3 沿道騒音 No.2	○騒音事案に対する町の見解および今後の対応方針 ・国道 139 号線の騒音に関する見解： 国土交通省からの見解にあるとおり、令和 8 年 7 月の県道バイパス全線開通による交通転換（大型車の減少等）によって、沿道の生活環境改善効果が期待される状況にある。町としても、このバイパス開通による交通流の変化や今後の状況変化に十分留意していく。 ・中央道周辺の騒音に関する見解： NEXCO 中日本より「環境基準（70dB）は超えているものの要請限度（75dB）には達していないため対策は実施しない」との見解が示された。法・基準上の判断としては理解するものの、住民の生活環境の観点からは環境基準超過の事実があるため、町としては引き続き実態の注視が必要であると考える。 ・知事意見に対する今後の姿勢： 一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、周辺環境への影響を最小限に抑えることが不可欠である。本町としては、今回の環境調査で確認された各道路の状況や管理者からの見解を踏まえ、富士・東部広域環境事務組合とも一体となって、必要な環境保全措置の検討および住民生活の安定確保に努めていく。

（3）環境保全措置、事後調査　②

工事関係車両による道路交通騒音をできる限り低減するため、施工計画において、可能な限り土砂の搬出・搬入量が少ない計画とし、資機材運搬車両の削減を図るとともに、**資機材運搬車両の走行経路を極力一方通行とする**ことを環境保全措置として追加しました。

資機材運搬車両の走行経路を極力一方通行とする措置により、予測地点における工事中の道路交通騒音は措置を講じない場合に比べて 0.3dB～1.0dB 程度低減されます。環境保全措置により見込まれる道路交通騒音低減の効果を、表 1-5-3 に示します。

また、この環境保全措置の効果を含め、工事中、供用時とも予測結果や環境配慮事項、環境保全措置の効果には不確実性があるため事後調査を実施し、結果を取りまとめて中間報告書及び完了報告書に記載します。

表 1-5-3　環境保全措置による道路交通騒音低減の効果（資機材運搬車両の走行による騒音）

（評価書 523 ページ　表 8.1.3-47）

単位：dB

予測地点 （予測対象道路）	現状の騒音レベル	資機材運搬車両の走行による騒音レベルの増加量		影響の低減効果
		環境保全措置を講じない場合	環境保全措置を講じる場合	
沿道騒音 No.1 （県道 718 号）	63	2.5	1.5	-1.0
沿道騒音 No.2 （中央自動車道）	70	0.6	0.3	-0.3
沿道騒音 No.3 （一般国道 139 号）	72	0.9	0.5	-0.4
沿道騒音 No.4 （富士吉田市道小明見上暮地線）	62	1.1	0.6	-0.5
沿道騒音 No.5 （富士吉田市道明見東通り線）	68	2.1	1.2	-0.9

注）騒音レベルの増加量は、資機材運搬車両の交通量が最も多くなる、造成工事（パターン 1）の場合の予測結果。

【資料 1-6】知事意見５への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見５】

５　地質構造を踏まえた地盤沈下への影響の再評価

事業による地盤沈下への影響の有無について、地下水位の回復が非常に早い地層であることや、帯水層からの揚水による地盤沈下の実績がないことを根拠に、影響はないと説明している。

しかしながら、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないことから、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見（Bor.1～9 の調査結果、当該地質の具体的な土質特性についての追加情報など）も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

【事業者の見解】

ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見（Bor.1～9 の調査結果、当該地質の具体的な土質特性についての追加情報など）も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【水象】8-381(645)～8-391(655)

【地盤沈下】8-425(689)～8-430(694)、8-432(696)

２．対応及び修正内容の説明

評価書にボーリング調査結果を追加し（評価書 645 ページ～655 ページ、689 ページ～694 ページ）、この情報も踏まえて予測及び評価を行いました。

再評価の結果は準備書と同様であり、「地下水の揚水は地下水位への影響は小さく、地盤沈下を引き起こすものではない」と予測され、環境保全上の目標である「施設の稼働により周辺地域に地盤沈下を生じさせないこと」との整合性は図られているものと評価しました。

【資料 1-7】知事意見６への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見６】

（植物）

６　移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項

環境保全措置として移植を実施する植物については、次の事項に留意すること。

① 同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明すること。

② 生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）、水分条件、日照、風通しなどの現在の生育環境を整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にすること。特に、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載すること。

③ 移植に際しては、先行事例がないなど不確実性が高い場合には、専門家の助言を得ながら、段階的に移植を行うなど慎重に実施すること。

④ 環境保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映させること。

【事業者の見解】

①同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明した。

②-1 生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）、水分条件、日照、風通しなどの知見を整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にした。

②-2 水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載した。

③移植に際しては、専門家の助言を得た上で、段階的に移植を行う計画とし、評価書に記載した。

④環境保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映した。

【対応する評価書のページ】

①【陸上植物】8-505(769)～8-506(770)、資料 264～267、資料 269～273、資料 275～278

②-1【陸上植物】8-505(769)～8-506(770)、資料 268、274、279

②-2【陸上植物】8-505(769)～8-506(770)、資料 274

③【陸上植物】8-505(769)～8-506(770)、資料 268、274、279

④【陸上植物】8-507(771)～8-514(778)　【事後調査計画】9-2(1172)～9-5(1175)

２．対応及び修正内容の説明

（１）植物の同定について　①

植物の同定に当たっては、複数の文献を参照して同定しています。保全対象種については、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を資料編に記載し、類似種との比較を含めて説明しました。評価書資料編に掲載したスジヌマハリイについての情報を表 1-7-1 に示します。なお、ヘラオモダカ、タウコギについても同様に掲載しています。

表 1-7-1　スジヌマハリイの同定根拠と類似種との比較

部位	スジヌマハリイ	ヌマハリイ （オオヌマハリイ）	コツブヌマハリイ
稈	やや細く、全体にヌマハリイに似る。 硬く、稜があり、乾燥しても扁平とならず、やや灰緑色を帯びる。 高さ 30～60cm、幅は 1.5～2mm。	太く、軟らかく、乾けば扁平になる。 高さ 30～60cm、幅は 2～5mm。	そう生し、細く、やや硬い。 高さ 30～50cm、幅は 1～2mm。
鞘	稈基の鞘はやや厚い膜質、濃い褐紫色で口部が少し肥厚して横切形。	赤褐色で口部は横切形。	赤褐色で口部は横切形。
穂	小穂の先は短く尖る。 穂の鱗片は先が円い。 柱基は圧扁された三角錐状、長さより幅が大きい。	穂は柱状で稈より少し幅広い。 花を有する鱗片は披針状長だ円形で先はやや鈍く濃い褐色、縁は幅広く白い。 柱基は圧扁された三角錐状で多少円味を帯びる。	穂は長だ円状披針形で褐色、先はやや尖る。 花を有する鱗片は披針状の長三角形。 柱基は三角錐状。
果実	長さ 1～1.3mm。 広倒卵形、断面は両凸レンズ状。 熟すと黄橙色、柱頭は 2 個。 刺針状花被片はないか又は 4 本。	長さ 1.5～2mm。 広倒卵形、断面は両凸レンズ状で淡褐色に熟し、少し光沢がある。柱頭は 2 個。 刺針状花被片は 5～6 本で果実の倍長。	長さ 1～1.2mm。 倒卵形、断面は両凸レンズ状で黄褐色に熟し少し光沢がある。柱頭は 2 個。 披針状花被片は 4 本で果実の 2～3 倍長。

【同定に用いた文献】

「原色日本植物図鑑 草本編（Ⅲ）」（保育社）
「改訂新版 日本の野生植物 I」（平凡社）
「神奈川県植物誌 2018」（神奈川県植物誌調査会）
「図説植物検索ハンドブック埼玉 2998 種類」（NPO 法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団）
「カヤツリグサ科入門図鑑」（谷城勝弘）
「ネイチャーガイド日本の水草」（角野康郎）

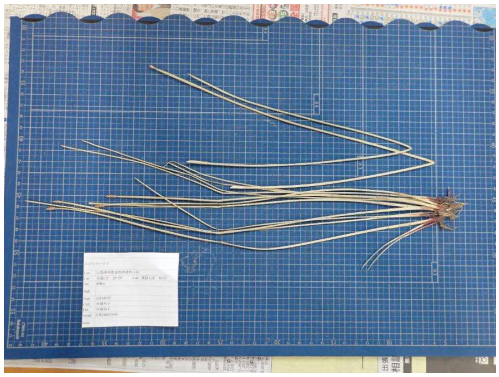

標本の全景。稈は硬く折れ曲がらない。稈は乾燥しても扁平とならない。

稈の基部。基の鞘はやや厚い膜質で、濃い褐紫色。稈には稜がある。

（２）生育環境の条件について　②

生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）、水分条件、日照、風通しなど知見を整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にしました。また、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得て、その結果を評価書に記載しました。評価書資料編に掲載したスジヌマハリイについての情報を表 1-7-2 に示します。なお、ヘラオモダカ、タウコギについても同様に掲載しています。

表 1-7-2　スジヌマハリイの生態的特徴及び保全上の留意点（資料 274 ページ）

項目	特徴	保全上の留意点
分布	本州、九州の限られた地域に分布。 山梨県内では、富士・東部地域で確認がある。	－
生育環境	砂地の湿地や池沼の岸辺、湿田、休耕田などの浅い止水域に生育する。 日当たりが良い場所に生育する。	**休耕田に大規模に群落を形成することが知られており、砂地は必須条件ではないと考えられる。**
生活史	抽水性の多年草であり、地下に長い根茎を匍匐させ、栄養繁殖を行う。 **多年生草本類であるが、生活史は一年生草本類に似ている。条件が合えば埋土種子から発芽した後、栄養繁殖により一気に増えるが、5 年程度で遷移が進むと種を残して姿を消す。** 春に発芽及び地下茎から萌芽し、秋に開花・結実。地下茎及び種子で越冬する。	**保全するには株の移植よりも種子を冷凍保存（乾燥後、冷凍保存）しておき、少しずつ播いていくことが有効。** **株での保存の際も、その株から種を取り、播種して世代を交代させながら、種を保存していく方が確実。**
学識経験者の見解、助言	**同定に間違いはない。** **スジヌマハリイは、遷移の初期に出現し、根茎によりクローン集団を作り、種子を生産しつつ、ヨシやスゲの群落などに遷移が進行すると急速に消える性質がある。** **休耕田に大規模に群落を形成することが知られている。当該生育地では、アギナシ等の泥炭地や湧水特有の種が生育していないことから、特殊な土壌とは言い難く、土壌よりも水や日当たり、他の植物と競争にならない環境が重要な要素となっていると考えられる。** **河口湖などでは、水位不安定域で、水位の低い年が続くと集団が現れ、水位が高い年にはなくなる傾向があり、コホタルイやミコシガヤ、カヤツリスゲなど短命な多年草とともに不安定域の植物群落をつくることがある。** **このため、安定したビオトープでの管理は難しく、水辺の推移帯を作り、ヨシが侵入したら掘り返しと刈り取りによるかく乱を加えて遷移をリセットする必要があると思われる。また、先駆的な種は、もともと植栽した場所の環境を維持する以上に、周辺に生育可能な裸地を作ることが重要と思われる。** **水田と、刈り取り管理された休耕田的な環境が混じって、それに浅い水辺を交えるようなデザインが良いのではないか。**	

注）太字部分は群馬県立自然史博物館　大森　威宏氏へのヒアリングによる。

（3）移植の進め方について　③

移植に際しては、専門家の助言を得た上で、段階的に移植を行う計画とし、評価書に記載しました。記載内容の概要は次のとおりです。なお、播種については、湿地環境整備後 1 年目だけでなく、2 年目及び 3 年目にも実施する計画としています。

（ア）ヘラオモダカ

創出する生育環境は、水田に類似した泥底の浅い湿地環境であり、水田と同様に定期的にかく乱が加わる環境が望ましいと考えられる。

多年草であり、創出する湿地環境への導入は移植と播種に加え、埋土種子を利用するため表土移植も併用する。造成工事の期間中は、プランター等を利用して別の場所で株を保管しつつ種子を採取し、生育環境の整備後に本移植、播種を行う。播種及び移植は、活動期に入る直前の 3 月～4 月に実施する。

本種は、対象事業実施区域外での生育が確認されているが、距離があり流路が異なっているため、水散布による自然的な導入は期待できない。対象事業実施区域内で種子が十分量確保できなかった場合には、周辺地域で種子を採取して導入することを検討する。

（イ）スジヌマハリイ

本種は、遷移の初期に種子から発芽して、栄養繁殖によって急速に群落を形成し、遷移が進むと種を残して姿を消す特徴があり、砂地に限らず、休耕田に大規模に群落を形成することが知られている。

冬場も完全には乾かないが日当たりのよい浅い湿地環境が生育場所となる。

創出する湿地環境は、湿潤な土が維持され、かく乱が加わって遷移が進まない環境が望ましいと考えられる。

多年草であるが種子による繁殖も有力であり、創出する湿地環境への導入は移植と播種に加え、埋土種子を利用するため表土移植も併用する。種子は保管しておき、少しずつ播く。造成工事の期間中は、プランター等を利用して別の場所で株を保管しつつ種子を採取し、生育環境の整備後に本移植、播種を行う。播種及び移植は、活動期に入る直前の 3 月～4 月に実施する。

本種は、対象事業実施区域外での生育が確認されていないため、自然的な導入は期待できず、また他所からの導入は行わない。

（ウ）タウコギ

タウコギは、対象事業実施区域内で調査時に耕作中であった水田の周辺部で確認された。水田雑草として知られており、夏から秋にかけて湿潤で栄養が豊富な湿地環境が生育場所となる。

創出する生育環境は、水田に類似した泥底の浅い湿地環境であり、水田と同様に定期的にかく乱が加わる環境が望ましいと考えられる。

一年草であるため、創出する湿地環境への導入は播種に加え、埋土種子を利用するため表土移植も併用する。工事開始前に採種しておき、生育環境の整備後に播種を行う。播種は、活動期に入る直前の 3 月～4 月に実施する。

本種は、対象事業実施区域外での生育が確認されているが、距離があり流路が異なっているため、動物散布、水散布、重力散布及び風散布による自然的な導入は期待できない。種子が十分量確保できなかった場合には、周辺地域で種子を採取して導入することを検討する。

（4）事後調査及び管理への反映　④

環境保全措置として行う、湿地環境の創出や植物の移植は、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その知見を基に実施します。事後調査及び管理計画への反映内容は次のとおりです。なお、湿地環境は生物の生息場所として整備することから、陸上動物及び水生生物も併せて記載しています。

表 1-7-3　創出する湿地環境の維持管理方法（陸上植物）（評価書 8-514 ページ 表 8.2.1-28）

保全対象種	生育、生息環境	維持管理方法
スジヌマハリイ ヘラオモダカ モートンイトトンボ コオイムシ コガムシ シマゲンゴロウ ヒラマキミズマイマイ	水位 0～5cm。 貧栄養な土壌と水質。 アゼスゲ、クサヨシ、ヨシ、ガマ等の高茎草本が繁茂しない。 陸から水域まで連続的につながっている（エコトーン）。	地下水等の水源を確保し、完全に土壌が乾燥しないようにするが、水位は一定ではなく年間で 15cm 程度変動するように水を管理する。 富栄養化を防ぐため、枯れた植物体は搬出する。 高茎草本は抜き取り搬出する。 遷移が進行しないように、2～3 年に 1 回土壌を攪拌する。 湿地環境が陸地化、平準化しないように 2～3 年に 1 回、堆積物を上げる。
モリアオガエル	水位 5～7cm。 桂川沿いの樹林から水域まで連続的につながっている。	産卵～幼生期にあたる 6～7 月は水深を保つようにする。 桂川沿いの樹林とビオトープの間に側溝や大きな段差を設けない。 水際にイグサ等の高茎草本が生育する場所を確保し、維持する。
タウコギ	水位 0～5cm。 貧栄養～富栄養で湿潤な土壌。 ヨシ、ガマ等の高茎草本が繁茂しない。 同様の環境で生育するアメリカセンダングサの侵入に留意する。	地下水等の水源を確保し、土壌が乾燥しないように水を管理する。 高茎草本は抜き取り搬出する。 遷移が進行しないように、2～3 年に 1 回土壌を攪拌する。 湿地環境が陸地化、平準化しないように 2～3 年に 1 回、堆積物を上げる。
カヤネズミ	チガヤ、チカラシバ、ススキ等の中～高茎草地。 周辺の草地と連続的につながっている。	造成当初はオオブタクサ等の 1 年生外来植物が繁茂することが多い。早期にイネ科草地を成立させるため、年 2 回（4 月中旬～6 月上旬、11 月下旬）草刈りを行う。イネ科草地が維持されるようになれば、年 1 回（秋季）の草刈りによりススキ草地を維持する。 良好なススキ草地を維持するため、刈草は搬出する。 草刈りは 2 ブロック程度に分け、常に地上部が残るエリアがあるようにする。

注）陸上動物及び水生生物との関連を示すため、陸上植物以外の保全対象種及び併せて配慮するモリアオガエルについても記載した。

【資料 1-8】知事意見７への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見７】

（植物）

７　微気象の変化や二酸化炭素排出量の増加が植物に及ぼす影響の説明

水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加について明らかにし、これらが植物に与える影響について評価書に記載すること。

【事業者の見解】

水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加に関する影響の可能性について認識するが、植物への影響についての知見に乏しいこと、緑地の配置により周辺への影響は緩和されると考えられることから、予測では取り上げない旨を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】

8-497(761)～8-498(762)

２．対応及び修正内容の説明

水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加に関する影響の可能性について検討し、影響については認識していますが、植物への影響についての知見に乏しいこと、緑地の配置により周辺への影響は緩和されると考えられることから、予測では取り上げないこととし、その旨を評価書に記載しました。評価書への記載内容は、【資料 1-4】知事意見３への対応及び修正の「２．対応及び修正内容の説明」に示したとおりです。

【資料 1-9】知事意見８への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見８】

（植物、動物）

８　創出環境の整備に関する事項

創出環境について、次のとおり対応すること。

① 整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に示すこと。

② 規模・構造等について、あらかじめ具体的に評価書に示すこと。

③ 調整池についても創出環境と同様の機能を備えるよう検討すること。

④ 保全対象種に両生類を含めるなど、対象をより広く設定すること。

⑤ 動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、種の移動方法、期間及び移植時期を決定すること。

⑥ 外部から当該地への動植物の誘導方法については、検討を行うこと。また、創出環境への適切な移入が図られるよう、回廊（コリドー）の設置等の工夫を検討すること。

⑦ 創出環境の成功基準については、達成状況の評価方法を評価書に示すこと。

⑧ 対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に示すこと。

⑨ 事後調査については、初夏と盛夏では昆虫の出現状況（時間帯、生息場所、行動パターン、個体数）が異なるため、調査の実施回数を増やすこと。

⑩ 事後調査を実施する期間については、「創出環境整備後に一律３年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで継続すること。

【事業者の見解】

①整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に記載した。

②創出環境の規模・構造等については、性能発注の受注者提案によるため、あらかじめ具体的に評価書に示すことは困難である。次善策として、現段階の想定を例示した。

③調整池が創出環境と同様の機能を備えることについて、工事施工事業者からの提案については前向きに検討する旨を評価書に記載した。

④保全対象をより広く設定し、保全対象に両生類を含めることとした。

⑤動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、種の移動方法、期間及び移植時期を設定した。

⑥外部から当該地への動植物の誘導方法について検討を行った。保全対象種ごとに生態を踏まえて回廊（コリドー）の必要性について検討した。検討の結果、自発的な移動が可能な動物については、移動（分散）の妨げになるものはないと考えられたため、回廊（コリドー）の整備は不要であると判断した。

⑦創出環境の成功基準について、達成状況の評価方法を評価書に記載した。

⑧保全対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に記載した。

⑨昆虫の事後調査については、春季、初夏季、夏季の３回に増やした。

⑩事後調査を実施する期間については、「創出環境整備後に一律３年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで事後調査を継続することとした。

【対応する評価書のページ】

①【陸上植物】8-508(772)　【陸上動物】8-618(882)　【水生生物】8-662(926)

②【陸上植物】8-507(771)～8-513(777)

③【陸上植物】8-509(773)～8-513(777)　【陸上動物】8-619(883)　【水生生物】8-663(927)

④【陸上動物】8-614(878)、8-616(880)～8-617(881)

⑤【陸上植物】8-507(771)、資料 268,274,279　【陸上動物】8-615(879)～8-616(880)、資料 348～350　【水生生物】8-660(924)、資料 356

⑥【陸上植物】8-505(769)～8-506(770)　【陸上動物】8-615(879)～8-616(880)
【水生生物】8-660(924)

⑦【陸上植物】8-516(780)　【陸上動物】8-622(886)　【水生生物】8-666(930)
⑧【陸上植物】8-516(780)　【陸上動物】8-621(885)　【水生生物】8-665(929)
⑨【事後調査計画】9-2(1172)
⑩【事後調査計画】9-2(1172)～9-4(1174)

２．対応及び修正内容の説明

（１）創出環境のロードマップ及び事後調査の時期・期間について　①、⑨、⑩

整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に記載しました。環境保全措置の実施スケジュールの想定を表 1-9-2　環境保全措置の実施スケジュールの想定に示します。

また、事後調査では、昆虫の事後調査を春季、初夏季、夏季の 3 回に増やし、事後調査の期間については、「創出環境整備後に一律３年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで事後調査を継続することとしました。動植物の事後調査計画を表 1-9-3 に示します。

また、陸上植物、陸上動物及び水生生物のそれぞれの成功基準と、事後調査の期間について、表 1-9-1　陸上植物、陸上動物、水生生物の事後調査の実施期間に示します。

表 1-9-1　陸上植物、陸上動物、水生生物の事後調査の実施期間（評価書 9-4 ページ　表 9.2-2 ）

環境項目	成功基準	事後調査の期間
陸上植物	創出した保全すべき植物の生育環境において、保全対象種が生育し、初期の段階でヘラオモダカ 2 株以上、スジヌマハリイ 10 株程度、タウコギ 10 個体程度が確認されること。 また、その後も生育が維持され、増加傾向であること。	環境保全措置の完了後の適期から、成功基準がすべて達成されたことが確認できるまでの期間（原則毎年） 又は調査結果等に基づいた検討により、実行可能な対応措置がないと判断されるまでの期間
陸上動物	創出した保全すべき動物の生息環境において、保全対象種であるカヤネズミ、モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシそれぞれについての生息が確認できること。 また、生息の基盤となる水分条件及び植生が維持されること。	
水生生物	創出した保全すべき水生生物の生息環境において、保全対象種であるヒラマキミズマイマイ、コオイムシ、シマゲンゴロウそれぞれについての生息が確認できること。 また、生息の基盤となる水分条件及び植生が維持されること。	

表 1-9-2　環境保全措置の実施スケジュールの想定（評価書 8-508 ページ　表 8.2.2-33）

作業・調査項目	令和9年度（工事１年目）				令和10年度（工事2年目）				令和11年度（工事3年目）				令和12年度（工事4年目）				令和13年度（工事5年目）				令和14年度（工事完了後）			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
1.建設工事																								
契約		●																						
プラント設計		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■												
土木建築設計			■	■	■	■	■																	
造成工事・調整池工事					■	■	■	■																
土木建築工事							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
プラント工事													■	■	■	■	■	■	■	■				
試運転																			■	■				
2．創出環境工事																								
創出環境実施設計			■	■	■	■	■	■																
創出環境工事							■	■	■	■	■	■												
動植物の採取																								
湿地植物の採取、表土採取			■	■	■																			
ｶﾔﾈｽﾞﾐ、ﾓﾘｱｵｶﾞｴﾙの誘導					■																			
ｺｵｲﾑｼ、ｺｶﾞﾑｼの移動					■																			
ﾋﾗﾏｷﾐｽﾞﾏｲﾏｲの採取			■	■	■																			
湿地表土まきだし			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■												
植物の保存																								
湿地植物の保存（種子保存）			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
湿地植物の保存（株保存）			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■											
ﾋﾗﾏｷﾐｽﾞﾏｲﾏｲの保存			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■											
湿地植物の保存（表土保存）					■	■	■	■	■	■	■	■	■											
植物の移植、播種																								
湿地への播種												■	■			■	■			■	■			
湿地への株の移植												■	■											
ﾋﾗﾏｷﾐｽﾞﾏｲﾏｲの移殖												■	■											
湿地への表土の移殖												■	■											
3．事後調査																								
スジヌマハリイ等抽水植物														■	■			■	■			■	■	
カヤネズミ															■	■			■	■			■	■
カエル類													■	■			■	■			■	■		
水生昆虫													■	■			■	■			■	■		
ヒラマキミズマイマイ														■				■				■		
4．維持管理																								
外来種等の抜き取り、刈り払い															■		■		■		■		■	
湿地のかく乱																					■			
湿地の泥上げ																					■			
草地の草刈り													■	■	■		■	■	■		■	■	■	

注）令和14年度までの想定を記載したが、3．事後調査は成功基準に対する評価の終了まで、4．維持管理は継続して実施する。

表 1-9-3　動植物の事後調査計画

環境項目	調査項目	事後調査の内容	
		調査地点	調査時期及び調査方法
陸上植物	ヘラオモダカ スジヌマハリイ タウコギ	環境創出箇所	【調査時期】 夏季・秋季、2回／年 【調査方法】 生育状況及び繁殖状況を確認する方法 ・移植株の生育状況の確認（個体数、繁殖状況） ・播種範囲の生育状況の確認（個体数、繁殖状況） ・表土客土範囲と未客土範囲の植物相の確認 ・表土客土範囲と未客土範囲のコドラート調査（1m×1m） 【維持管理の検討】 調査結果を踏まえ、水位、かく乱（植物抜き取り、土壌のかく乱、泥上げ）頻度等を検討する。
陸上動物	カヤネズミ	環境創出箇所	【調査時期】 秋季・冬季、2回／年 【調査方法】 生息状況及び繁殖状況を確認する方法 ・痕跡等による生息状況の確認 ・生息環境調査コドラート調査（ススキ草地 4m×4m） 【維持管理の検討】 ススキ草地の成立状況と球巣の確認状況により、草刈り時期及び頻度、草刈り高さ等を検討する。
	モートンイトトンボ コオイムシ コガムシ シマゲンゴロウ	環境創出箇所	【調査時期】 春季・初夏季・夏季、3回／年 【調査方法】 生息状況及び繁殖状況を確認する方法 ・観察及び捕獲による生息状況の確認（個体数、生息場所） 【維持管理の検討】 調査結果を踏まえ、水位、かく乱（植物抜き取り、土壌のかく乱、泥上げ）頻度等を検討する。
	モリアオガエル	環境創出箇所	【調査時期】 春季・夏季、2回／年 【調査方法】 生息状況及び繁殖状況を確認する方法 ・踏査による卵塊確認（卵塊数、産卵場所） 【維持管理の検討】 調査結果を踏まえ、移動経路が確保されているか、水位や産卵場所（産み付ける植物体）が確保されているかを判断し、対応策を検討する。
水生生物	ヒラマキミズマイマイ	環境創出箇所	【調査時期】 夏季、1回／年 【調査方法】 生息状況及び繁殖状況を確認する方法 ・観察及び捕獲による生息状況の確認（個体数、生息場所） 【維持管理の検討】 調査結果を踏まえ、移動経路が確保されているか、水位や産卵場所（産み付ける植物体）が確保されているかを判断し、対応策を検討する。
生態系	チョウゲンボウ	対象事業実施区域周辺	【調査時期】 建設機械の稼働台数が最大と考えられる工事2年目（令和10年）の繁殖期（3月～8月） 施設の稼働が定常となった施設稼働後（令和13年）の繁殖期（3月～8月） 【調査方法】 定点観察、移動観察及び踏査により、行動把握、繁殖状況確認を行う方法
	餌生物	環境創出箇所	【調査時期】 夏季・秋季、2回／年 【調査方法】 生息状況及び繁殖状況を確認する方法 ・観察及び捕獲による生息状況の確認（アカネズミ、トンボ類、カマキリ類等の餌生物） 【維持管理の検討】 調査結果を踏まえ、餌生物の生息環境が確保されているか、チョウゲンボウが狩場として利用できる状況が確保されているかを判断し、対応策を検討する。

（２）創出環境の規模・構造について　②

創出環境の規模・構造等については、性能発注の受注者提案によるため、あらかじめ具体的に評価書に示すことは困難です。次善策として、創出環境が備えるべき要件を満たす想定を例示し、工事施工事業者の参考となるようにしました。

図 1-9-1 に湿地環境の創出場所の想定を、図 1-9-2 に創出する湿地環境のイメージを、図 1-9-3 に湿地環境の形状の想定を示しました。

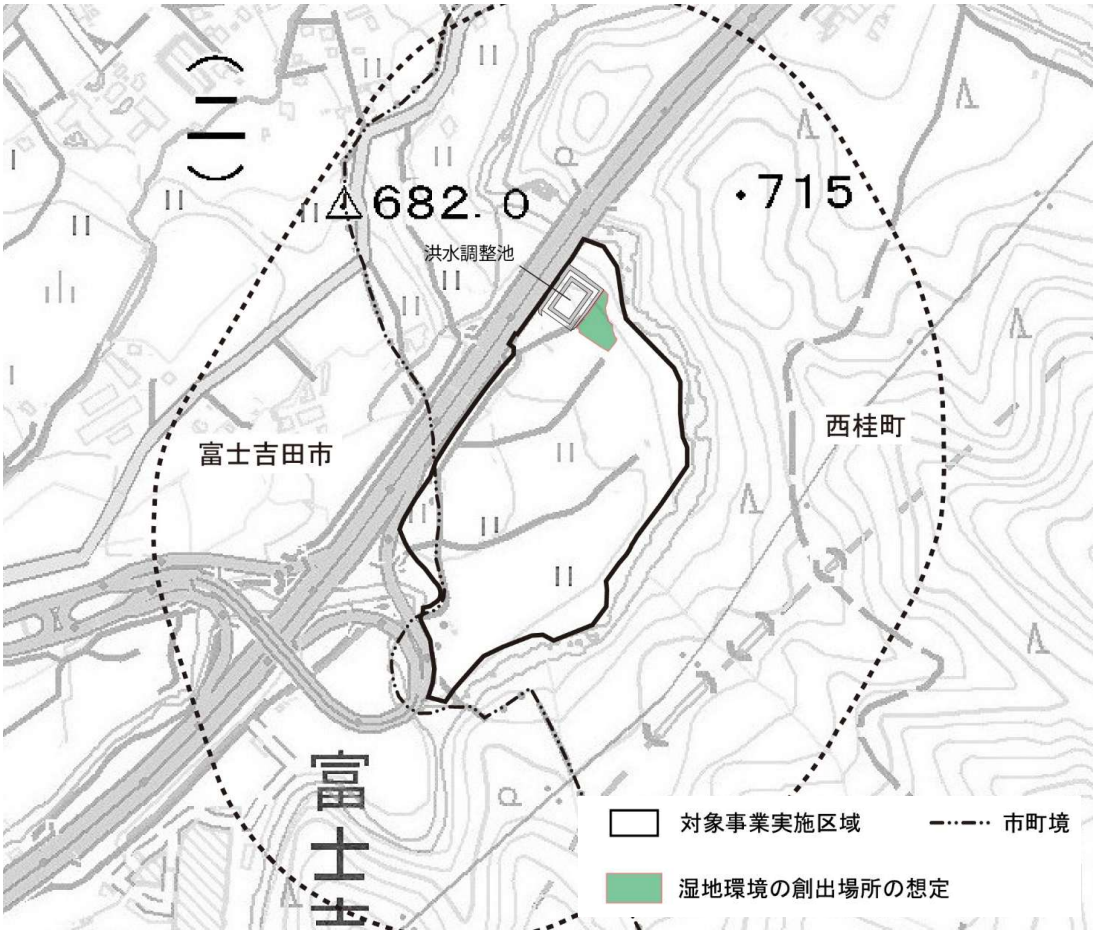

図 1-9-1　湿地環境の創出場所の想定（評価書 8-510 ページ）

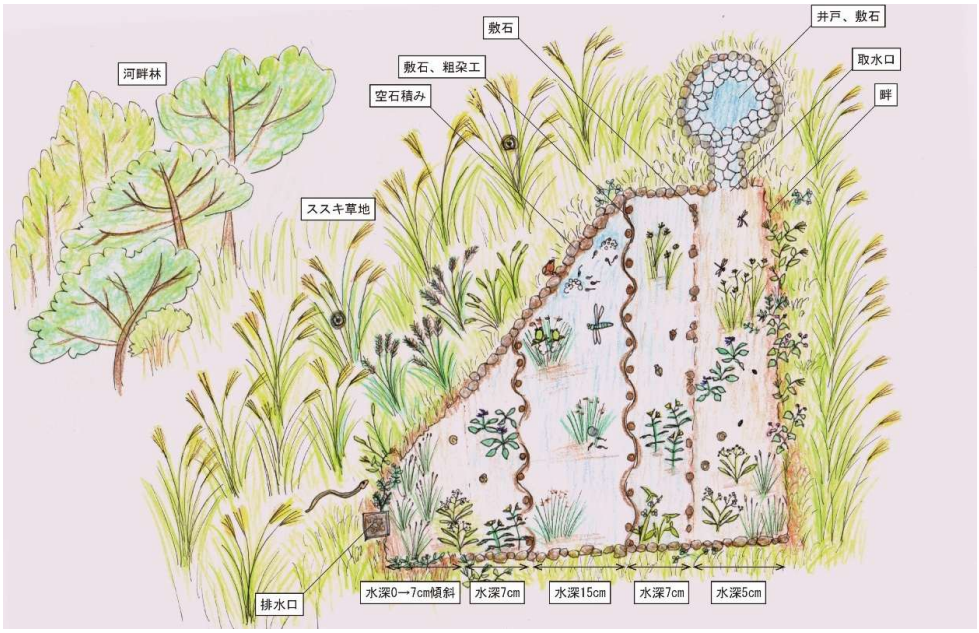

図 1-9-2　創出する湿地環境のイメージ（評価書 8-513 ページ）

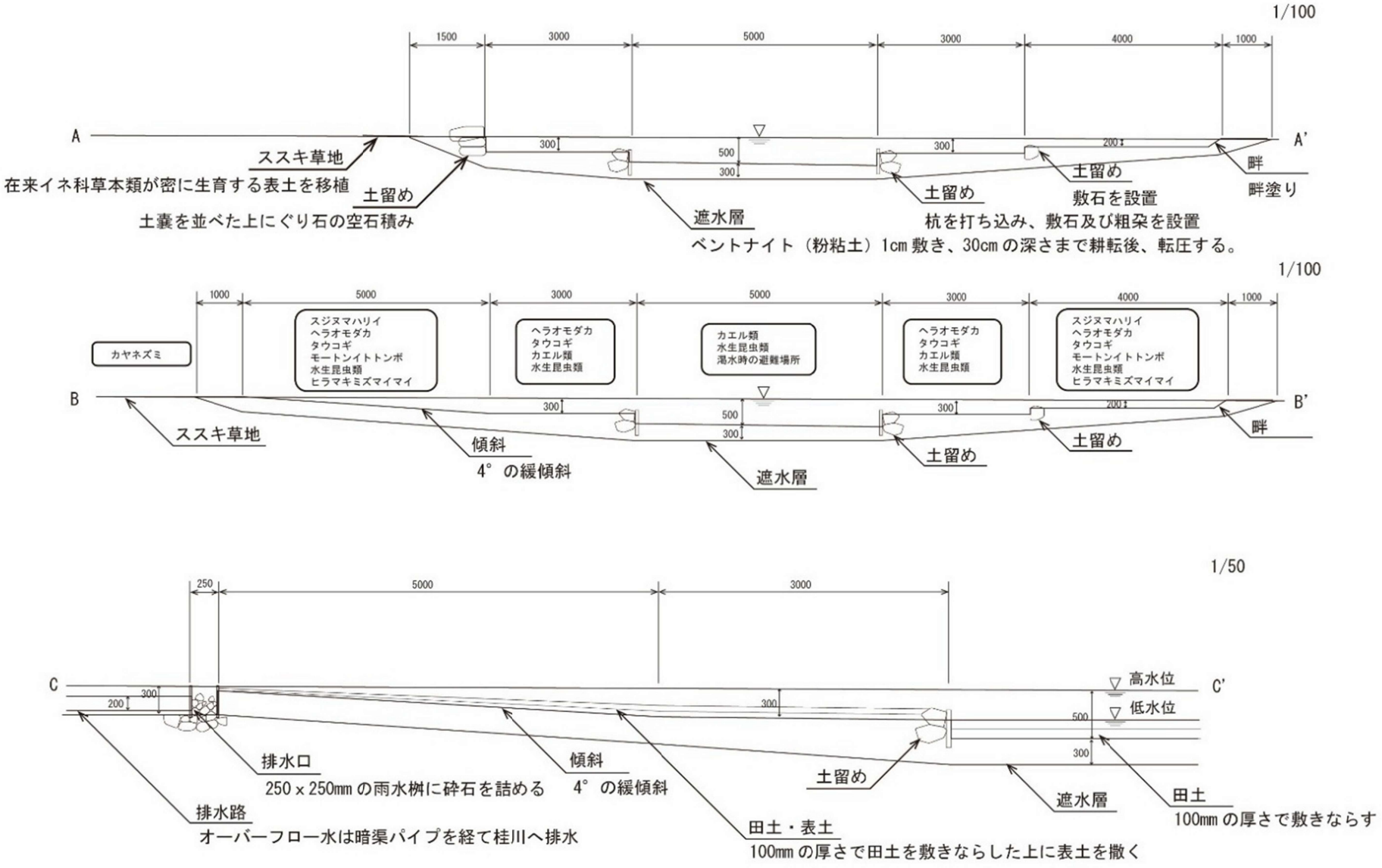

図 1-9-3　湿地環境の形状の想定（評価書 8-512 ページ　図 8.2.1-12）

（３）調整池について　③

調整池が創出環境と同様の機能を備えることについては、性能発注の受注者提案の範囲に含まれることになります。工事施工事業者からの提案については前向きに検討することを、評価書の陸上植物、陸上動物、水生生物のそれぞれについて、（５）３）②の「(エ) 創出する湿地環境の維持管理方法」に記載しました。

（４）保全対象種について　④

保全対象をより広く設定し、保全対象に両生類を含めることとし、モリアオガエルを併せて配慮する種として加えました。なお、モリアオガエル以外の植物・動物については、創出する湿地環境の生物群集として扱うものとし、特定の種を保全対象として追加することはしませんでした。

（５）生活史等の把握と保全方法の検討について　⑤

動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、実際の工事の工程を加味して、種の移動方法、期間及び移植時期等の詳細な実施計画を策定するようにします。【資料 1-7】知事意見６への対応及び修正の 21 ページに示したスジヌマハリイについての情報と同様、資料編に示したカヤネズミについての情報を表 1-9-4 に示しました。なお、モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシ、モリアオガエル、ヒラマキミズマイマイ、シマゲンゴロウについても同様に掲載しています。

表 1-9-4　カヤネズミの生態的特徴及び保全上の留意点（資料 294 ページ）

項目	特徴	保全上の留意点
分布	本州の太平洋側では宮城県以南、日本海側では新潟県・石川県以南、及び九州、四国、隠岐諸島、淡路島などに分布。山梨県内では、全域に分布。	－
生息環境	低地から山地まで広く分布し、草地、水田、河川敷などのイネ科、カヤツリグサ科植物が繁茂する場所に多い。	高茎草本の草地を維持することが必要となる。
生活史	草地、水田、河川敷等において、イネ科、カヤツリグサ科の生きた葉を利用して球形の巣を作る。 5 月～10 月に繁殖し、巣は地上数十 cm から 1m 程度の高さ、又は地表に作られる。 主に夜行性であり、薄明薄暮時にも活動する。	高茎草本の草刈りは、繁殖期を外して行うことが考えられる。
食性	イネ科植物の種子や小型の昆虫を食べる。	餌となるイネ科植物や小型の昆虫類が生息していることが重要となる。
その他の特徴	背丈の高いススキ等の草本群落を生息場所とするため、草刈りによる繁殖の阻害がある。 生息場所となる草地を放置すると林地化して生息場所に適さなくなる。	高茎草本の草地は、放置すると林地化するため、草刈りによる維持が必要となる。 草刈りは繁殖期を外し、生息個体が逃避できるよう、段階的に行うことが考えられる。 生息地間の移動が確保されるような配慮が考えられる。

（６）外部からの移入のための回廊（コリドー）について　⑥

外部から対象事業実施区域内の創出環境への動植物の誘導方法について検討を行い、保全対象種ごとに生態を踏まえて回廊（コリドー）の必要性について検討して評価書に記載しました。検討の結果、自発的な移動が可能な動物については、中央自動車道は移動（分散）の大きな妨げになるものはないと考えられたため、回廊（コリドー）の整備は不要であると判断しました。検討に用いた図を図 1-9-4　陸上動物の移動経路の想定に示します。

１）カヤネズミ

中央自動車道の高架部の橋下までは植生があり、橋下もフェンス等はあるもののカヤネズミの移動を妨げないと考えられます。

２）モリアオガエル

成体は森林性であることから、生息範囲は周辺の林地に広がっていると考えられます。成体は吸盤を持ち垂直の壁等を登る能力があり移動能力が高いため、中央自動車道の高架部の下や桂川沿いの樹林などを移動できると考えられます。

３）モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシ、シマゲンゴロウ

飛翔能力があるため、対象事業実施区域の西側に隣接する中央自動車道は、成虫の分散を妨げないと考えられます。

Google Earth 画像を基図として作成。

高架橋下部（東側より）

高架橋下部（西側より）

図 1-9-4　陸上動物の移動経路の想定（評価書 8-616 ページ　図 8.2.2-14）

（7）成功基準の達成状況の評価方法及び対象種が定着しなかった場合の対応について　⑦、⑧

創出環境の成功基準について、達成状況の評価方法を評価書に記載しました。陸上植物、陸上動物及び水生生物の成功基準と評価方法を表 1-9-5 に示しました。

成功基準には、生育株数・生育個体数の目安を示しましたが、創出する湿地環境は水分条件の変動や一定のかく乱が必要となるため、保全対象種が安定して維持される株数・個体数の基準を定めることはできません。このため、ある程度まとまった株数又は個体数を、初期の段階で確認される数の成功基準としました。

保全対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に記載しました。

・事後調査の結果を基に対策を検討し、成功基準の達成に向けて必要な対応措置を講じる。
・事後調査の結果を基に検討した結果、実行可能な対応措置がないと判断されたときには、環境保全措置を終了する。

表 1-9-5　環境保全措置等の成功基準

対象	成功基準	設定根拠	評価方法
陸上植物	創出した保全すべき植物の生育環境において、保全対象種が生育し、初期の段階でヘラオモダカ 2 株以上、スジヌマハリイ 10 株程度、タウコギ 10 個体程度が確認されること。 また、その後も生育が維持され、増加傾向であること。	創出した環境で保全対象種が継続して生育していくため、初期の段階で確実に生育個体が確認され、その後群落として成立していくことを成功基準とした。	事後調査の結果により成功基準の達成の可否を評価する。
陸上動物	創出した保全すべき動物の生息環境において、保全対象種であるカヤネズミ、モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシそれぞれについての生息が確認できること。 また、生息の基盤となる水分条件及び植生が維持されること。	創出した環境で保全対象種が継続して生息していくため、早期に生息個体が確認され、その後生息環境が維持されることを成功基準とした。	事後調査の結果により成功基準の達成の可否を評価する。
水生生物	創出した保全すべき水生生物の生息環境において、保全対象種であるヒラマキミズマイマイ、コオイムシ、シマゲンゴロウそれぞれについての生息が確認できること。 また、生息の基盤となる水分条件及び植生が維持されること。	創出した環境で保全対象種が継続して生息していくため、早期に生息個体が確認され、その後生息環境が維持されることを成功基準とした。	事後調査の結果により成功基準の達成の可否を評価する。

【資料 1-10】知事意見９への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見９】

（植物、動物、生態系）

９　複数案の検討に関する事項

事業計画（事業実施区域の選定及び土地の利用方法）に係る複数案の検討については、その内容に関する説明が十分でないことから、環境への影響をできる限り回避又は最小化する観点から、改めて比較検討を行い、その結果について説明すること。

その際、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）の面的影響（面積の増減）及び景観への影響について、回避、最小化、代償のミティゲーション・ヒエラルキーに沿って、複数の代替案又は環境保全措置案を比較検討すること。その上で、これらの検討内容及び結果について、面積変化を示した表並びに土地改変箇所及び創出環境等の位置を示した図面を用い、定量的かつ視覚的に分かりやすく評価書に記載すること。

【事業者の見解】

事業計画（事業実施区域の選定及び土地の利用方法）に係る複数案の設定について検討を行った。検討の結果、有効な複数案の設定は困難であると判断されたため、その旨を評価書に記載した。このため、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）及び景観への影響についても比較検討は行わなかった。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】8-490(754)、8-497(761)
【陸上動物】8-565(829)、8-597(861)
【水生生物】8-644(908)、8-652(916)
【生態系】　8-699(963)

２．対応及び修正内容の説明

事業実施区域の選定及び土地の利用方法の複数案の設定について、配置・動線計画案 1 及び配置・動線計画案 2 を想定して検討を行いました。検討の結果、有効な複数案の設定は困難であると判断されたため、その旨を評価書に記載しました。理由は次の①、②のとおりです。

このため、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）及び景観への影響についても比較検討は行いませんでした。

①施設配置が異なっても、場内への出入り口及び動線の合理性を踏まえると、施設に必要な面積・形状及び改変が必要な範囲は変わらず、工事中の造成等の施工による影響も変わらないと想定。

②実際の配置・動線計画及び造成計画は、工事施工事業者の提案によることとなり、環境影響評価の段階で、設定した配置・動線計画案よりも現実的な複数案の設定は困難。

【資料 1-11】知事意見１０への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１０】

（植物、動物、生態系）

１０　事業実施区域内の過湿地の保全

現存する動植物の生息・生育環境となっている過湿地を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。

その検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。その際、数値や図表を用いて、具体的かつ定量的に示すこと。

【事業者の見解】

湿地環境が存続できる可能性について再検討した結果、湿地環境の存続は困難であるとの結論に至った。その検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、検討結果を評価書に記載した。

評価書への記載に際しては、表を用いて、具体的に示した。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】8-503(767)～8-504(768)

【陸上動物】8-612(876)～8-613(877)

【水生生物】8-657(921)～8-659(923)

２．対応及び修正内容の説明

湿地環境が存続できる可能性について再検討した結果、湿地環境の存続は困難であるとの結論に至り、評価書に記載しました。検討過程を表 1-11-1 に示します。

回避、最小化の観点からは、対象事業実施区域北西側の西桂町道の道路線形が、大型車の通行が必要なため勾配及び曲率の制約により変更ができず、現状の湿地にかからざるを得ないことが大きな理由となっています（詳しくは非公開資料にて説明）。

代償の観点からは、場外に土地を確保して湿地環境を創出することは、用地が確保できる見通しが立たないことから困難ですが、対象事業実施区域内での湿地環境の創出は可能であるという結論となりました。

表 1-11-1　湿地環境存続の検討結果

区分	存続に必要な条件	検討結果	陸上植物 陸上動物 水生生物	総合評価
回避、最小化	造成工事の回避、最小化	造成工事の設計は工事施工事業者が行うため、未確定だが、施設建設と湿地環境の存続が両立する造成計画が提案される可能性は低いと考えられる。	△	×
	雨水排水勾配の工夫	ごみ焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の範囲からの雨水を、対象事業実施区域北側に設ける洪水調整池に接続する必要がある。排水経路の工夫によっては、湿地環境を残せる可能性はあるものの、実現の可能性は低いと考えられる。	△	
	緑地面積及び配置	場内の緑地面積を確保する必要があるが、設計上の工夫により緑地として残せる可能性はある。	○	
	道路線形の変更	湿地環境はそのほとんどが道路の線形にかかっている。北側は中央自動車道下のボックスカルバートに、南側は桂川に架かる橋梁に接続し、大型車両が通行可能な道路線形及び勾配を確保する必要があるため、設計を変更して湿地環境を回避することは不可能である（図 8.2.1-9 参照）。	×	
	水源の確保	現状では湿地環境には水源がない状態であるが、井戸を整備して給水することが考えられる。	○	
	施設配置の工夫	湿地環境はほとんどが道路の線形にかかっているため、施設配置の工夫により回避、最小化することはできない。	×	
代償	場外への湿地環境の創出	新たな湿地環境を整備するための用地が確保できる見通しがない。	×	○
	対象事業実施区域内での湿地環境の創出 既存植生の活用	造成を行って道路と施設を建設し、雨水排水経路を確保した上で、緑地の部分に水源を確保して湿地環境を創出することは可能である。 既存植生の活用については、湿地環境の位置により取り入れられる可能性がある。	○	

注）○：湿地存続の条件が整う可能性がある　△：条件が整う可能性は低い　×：条件が整う可能性はない

【資料 1-12】知事意見１１への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１１】

（植物、動物、生態系）

１１　創出環境における既存植生の活用

現計画では、創出環境の整備に当たり、既存植生を一度除去した上で造成する方針としているが、既存の草地や疎林の活用について検討し、その結果を評価書に記載すること。

その際、オニグルミが群落を形成すると、周辺において他の植物の生育が制約されるおそれがあることから、樹種構成や配置等に十分配慮すること。

なお、既存植生の活用が現実的でないと判断した場合には、その判断に至った検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。

【事業者の見解】

創出する湿地環境の整備に当たり、既存の草地や疎林の活用について検討し、創出する位置によって可能ならば活用することを評価書に記載した。

湿地環境の実施設計は、整備する位置が決まってから行うため、実施設計の中で樹種構成や配置等に十分配慮することを評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】8-503(767)～8-504(768)

【陸上動物】8-612(876)～8-613(877)

【水生生物】8-657(921)～8-659(923)

２．対応及び修正内容の説明

創出する湿地環境の整備に当たり、既存の草地や疎林の活用について検討し、創出する位置によって可能ならば活用することを評価書に記載しました。なお、湿地環境の実施設計は、整備する位置が決まってから行うため、実施設計の中で樹種構成や配置等に十分配慮することを評価書に記載しました。

【資料 1-13】知事意見１２への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１２】

（植物、動物、生態系）

１２　工事期間中における動植物の移動経路の検討

事業実施区域にある過湿地と創出環境の整備予定地との間には距離があり、動植物の移動に時間を要することが想定される。

このため、工事期間中、両者の間に位置する放棄水田に水を流す措置を講じるなど、過湿地の動植物が創出環境へ自発的に移動できる連続した環境（移動経路）の構築を検討すること。その際、既存の用水路から供給されている水を使用することができないか併せて検討すること。

【事業者の見解】

工事期間中に、現在の湿地環境から創出環境への、動植物の自発的な移動経路の構築について検討し、評価書に記載した。

水源の確保も含めて検討した結果、工事の手順上、湿地環境の動植物が自発的に移動できる仕組みの構築は困難であるとの結論を得たため、評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【陸上植物】8-503(767)～8-504(768)

【陸上動物】8-613(877)

【水生生物】8-660(924)

２．対応及び修正内容の説明

工事期間中に、現在の湿地環境から創出環境への、動植物の自発的な移動経路の構築について検討し、評価書に記載しました。水源の確保も含めて検討した結果、表 1-11-1　湿地環境存続の検討結果（36 ページ）に示したように、現在の湿地環境は工事の初期に失われるため、工事の手順上、湿地環境の動植物が自発的に移動できる仕組みの構築は困難であると結論しました。植物の散布形態と創出環境への自然的な移動の検討結果を表 1-13-1 に示します。

表 1-13-1　植物の散布形態と創出環境への自然的な移動の検討結果

保全対象種	生態 （種子散布、移動方法等）	工事中の状況	自発的な散布の可能性
ヘラオモダカ	水散布、重力散布 根茎で越冬	造成工事、道路整備により現在の湿地環境は工事の初期に失われる 創出環境とは距離があり流路が異なっている	×
スジヌマハリイ	水散布、重力散布 根茎による栄養繁殖		×
タウコギ	動物散布、水散布、重力散布、風散布		×

【資料 1-14】知事意見１３への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１３】

（動物）

１３　クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価

事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。

その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

【事業者の見解】

クマタカ営巣地の位置を特定し、営巣地と事業地東側の山林との位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【陸上動物】8-521(785)、8-527(791)、8-530(794)、8-534(798)、8-549(813)、8-579(843)、
8-582(846)、8-601(865)

２．対応及び修正内容の説明

現地調査を実施し、クマタカ営巣地の位置を特定しました。その上で、営巣地と事業地東側の山林との位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載しました。

対象事業実施区域周辺での確認は少なく、対象事業実施区域は繁殖ペアの主要な行動圏には含まれていないと判断されるため、工事中の影響及び存在・供用時の影響はない、又は小さいと予測されました。

【資料 1-15】知事意見１４への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１４】

（生態系）

１４　生態系の違いを踏まえた影響評価の実施

事業実施区域の西側は市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されている。しかしながら、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウに基づく評価のみをもって、事業全体の生態系への影響を評価している。

このため、山林側の生態系の特性についても適切に把握した上で影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行うこと。

【事業者の見解】

クマタカを含め、山林側の生態系の特性についても影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行った。

【対応する評価書のページ】

【生態系】8-677(941)、8-680(944)～8-682(946)、8-693(957)～8-695(959)、
8-707(971)～8-709(973)

２．対応及び修正内容の説明

クマタカを含め、山林側の生態系の特性についても影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行いました。

森林生態系を代表するクマタカを、森林生態系の上位性の注目種として選定しました。

対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカの繁殖ペアの行動圏に含まれないと考えられるため、クマタカへの影響はなく、クマタカを介した地域を特徴づける生態系への影響もないと予測されました。

【資料 1-16】知事意見１５への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１５】

（生態系）

１５　生態学的根拠に基づく説明への見直し

事業による生態系への影響について、「被害」や「攪乱」に相当する内容を説明しているが、その記述の中に、生態学的根拠に基づかない表現が見受けられる。

このため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。

また、事業の実施に伴い周辺の地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。

【事業者の見解】

事業による生態系への影響について、生態学的知見に基づいて予測結果を見直し、評価書に記載した。

事業の実施に伴う周辺地域への影響について予測し、評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【生態系】8-703(967)、8-706(970)、8-710(974)～8-711(975)

２．対応及び修正内容の説明

事業による生態系への影響について、生態学的知見に基づいて予測結果を見直し、評価書に記載しました。

チョウゲンボウ及びアカネズミに対する影響の程度の記述に不適切な箇所や分かりにくい箇所があったため、記述を見直し、修正しました。

【資料 1-17】知事意見１６への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１６】

１６　景観に係る追加の予測及び評価の検討

次の３点について、予測及び評価の実施を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。

①　建物の側方視点（近距離）からの見え方

②　富士山へ向かうシークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）の中で施設が視界に入ることによる心的景観への影響（期待感の阻害）

③　既存のごみ処理施設が存在する場合と撤去後の状況とを比較検討した結果

【事業者の見解】

①　建物の側方視点（近距離）からの見え方について予測・評価の実施を再検討し、建物の側方視点を追加して予測及び評価を行い、評価書に記載した。

②　富士山へ向かうシークエンス景観の中で施設が視界に入ることによる心的景観への影響を検討し、評価書に記載した。

　また、工事施工事業者に中央自動車道からの見え方の動画の提出を求め、検証を行う旨を追加した。

③　既存のごみ処理施設の撤去後の状況の予測を行い、存在している場合と比較検討した結果を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

①【景観・風景】8-717(981)、8-719(983)～8-720(984)、8-722(986)、8-726(990)～8-727(991)、8-753(1017)～8-755(1019)、8-764(1028)～8-765(1029)、8-792(1056)

②【景観・風景】8-784(1048)、8-795(1059)、8-797(1061)、8-805(1069)

③【景観・風景】8-727(991)、8-771(1035)～8-788(1052)

２．対応及び修正内容の説明

（１）建物の側方視点（近距離）からの見え方　①

建物の側方視点を追加して予測及び評価を行い、評価書に記載しました。予測結果のフォトモンタージュの例を、写真 1-17-1～写真 1-17-2 に示します。

合棟（第 1 案）　煙突高さ 59m（展葉期）

別棟（第 2 案）　煙突高さ 59m（展葉期）

施設までの距離が近く、施設の長手方向にほぼ正対する形になるため、大きく見えることとなる。煙突高さ 59m の場合では、煙突上端はスカイラインを切らないため比較的目立ちにくいと予測される。

合棟（第 1 案）では、分割されていない施設の側面が目に入るため、別棟（第 2 案）と比較して強い印象を与える。

別棟（第 2 案）では、煙突が奥側の配置となるため、合棟（第 1 案）と比較して煙突の印象が弱く目立ちにくいと予測される。

写真 1-17-1　景観 No.8 県道 718 号沿道からの眺望状況の変化

（施設配置別、煙突高さ 59m）（評価書 1017 ページ　写真 8.3.1-9(1)）

緑　系（展葉期）

青　系（展葉期）

写真 1-17-2　景観 No.8 県道 718 号沿道での色彩の比較
（合棟（第 1 案）、展葉期、煙突高さ 59m）（評価書 1029 ページ　写真 8.3.1-12(2)）

（２）シークエンス景観における心的景観への影響　②

富士山へ向かうシークエンス景観の中で施設が視界に入ることによる心的景観への影響を検討し、評価書に記載しました。

車両からの施設の見え方

（評価書 1048 ページ及び 1059 ページの要約　下線部は心的景観に関する検討）

a.景観 No.4　中央自動車道上り線を北上する視点

5km 以上先から計画施設が見えることになりますが、煙突高さ 59m の場合には、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設と概ね同様の見え方になると予測されます。煙突高さ 100m の場合には現在と比較して影響は大きくなると予測されます。

観光、レジャーの視点に立つと、車両の走行方向が富士山や富士山麓、富士五湖周辺から離れる方向となるため、計画施設が視認できることによる心的景観への影響は大きくないと予測されます。

b.景観 No.5　中央自動車道下り線を南下する視点

遠景に富士山を望む場所がありますが、富士山の景観を阻害することはなく、影響は小さいと予測されます。計画施設の位置が現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設よりも手前になることにより、影響は現在よりも小さくなります。

観光、レジャーの視点に立つと、車両の走行方向が富士山や富士山麓、富士五湖周辺に向かう方向となり、現状では、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設が富士山の方向と重なる区間があり、自然的景観の阻害要因となっています。計画施設は、富士山の眺望方向から左にずれる位置となるため、富士山の眺望を大きく阻害することがありません。また、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の撤去後には、自然的景観の阻害の程度が大きく軽減され、計画施設が視認できることによる心的景観への影響は現況よりも小さくなると予測されます。

（３）既存のごみ処理施設の存在中・撤去後の比較　③

既存のごみ処理施設の撤去後の状況の予測を行い、存在している場合と比較検討した結果を評価書に記載しました。予測結果のフォトモンタージュの例を、写真 1-17-3(1)～(3)に示します。

なお、景観 No.8 からは富士吉田市環境美化センターごみ処理施設が視野に入らないため、景観 No.8 における予測は行いませんでした。

富士吉田市環境美化センターごみ処理施設撤去後の景観（評価書 1035 ページの要約）

富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の撤去後は、計画施設建設直後と比較して、山地斜面の林地が見える範囲が広がります。中央自動車道上り線では、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設が計画施設よりも大きく見えるため、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の撤去後には、現状よりも景観の自然的要素が大きくなり、自然的景観の観点からは、影響が小さくなります。

既存施設撤去前　展葉期 煙突高さ 59m

既存施設撤去後　展葉期 煙突高さ 59m

写真 1-17-3(1)　既存施設撤去後の景観の違い（景観 No.1、別棟（第 2 案））

（評価書 1037 ページ 写真 8.3.1-15(2)）

既存施設撤去前　展葉期 煙突高さ 59m

既存施設撤去後　展葉期 煙突高さ 59m

写真 1-17-3(2)　既存施設撤去後の景観の違い（景観 No.4-④、合棟（第 1 案））

（評価書 1042 ページ　写真 8.3.1-15(7)）

既存施設撤去前　展葉期 煙突高さ 59m

既存施設撤去後　展葉期 煙突高さ 59m

写真 1-17-3(3)　既存施設撤去後の景観の違い（景観 No.5-③、別棟（第 2 案））

（評価書 1045 ページ　写真 8.3.1-15(10)）

【資料 1-18】知事意見１７への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１７】

１７　煙突高さ及び色彩の設定根拠の明確化

煙突の高さ（59m 及び 100m）の比較検討並びに色彩設定については、その根拠及び検討経緯に関する説明が十分とはいえないため、評価書においてより詳細に記載すること。

【事業者の見解】

煙突の高さ（59m 及び 100m）の比較検討並びに色彩設定について、その根拠及び検討経緯の詳細を、評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【大気汚染】8-101(365)、8-109(373)、8-125(389)

【景観・風景】8-728(992)～8-729(993)

２．対応及び修正内容の説明

（１）煙突高さについて（評価書 365 ページ）

煙突高さ 60m 以上からは航空法等の法規制が厳しくなることから、それを超えない限度として 59m を設定し、大規模な施設での事例の多い高さ 100m について比較を行いました。

なお、高さ 60m 以上の煙突には、航空法第 51 条により航空障害灯の設置が義務付けられており、さらに昼間に航空機からの視認が困難な場合には、同法第 51 条の 2 により昼間障害標識（赤白の塗装等）の設置も義務付けられます。

（２）色彩について（評価書 993 ページ）

施設の基調色の色彩の設定は、アースカラーを基本として彩度を抑えたものとし、無彩色、ベージュ系、緑系、青系を標準としました。このため、予測における色彩の設定は、想定される範囲で最も目立ちやすい条件とし、富士吉田市の景観形成基準の「建物の外壁および工作物表面の基調色並びに建築物の屋根の色彩（マンセル値)」を参考として、明度が高く、彩度を抑えた条件としました。なお、一般的なアースカラーには青系は含まれませんが、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の色彩が薄い青系であるため、予測に含めました。

予測に用いた建物の色彩の設定を表 1-18-1 に示します。

表 1-18-1　施設の色彩の設定

（評価書 993 ページ　表 8.3.1-7）

系統	色相(H)	明度(V)	彩度(C)	マンセル値
無彩色	N	8	－	N8
ベージュ系	7.5YR	8	2	7.5YR8/2
緑系	2.5G	8	2	2.5G8/2
青系	2.5B	8	2	2.5B8/2

【資料 1-19】知事意見１８への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１８】

１８　設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認

景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、効果の不確実性が大きいため、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」とする説明は適切ではない。

したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めるとともに、当該効果については事後調査により確認すること。

【事業者の見解】

景観について、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めた。また、当該効果について事後調査により確認することとし、事後調査に係る成功基準を追加した。

【対応する評価書のページ】

【景観・風景】8-796(1060)～8-798(1062)、8-805(1069)

【事後調査計画】9-6(1176)

２．対応及び修正内容の説明

（１）環境保全措置の修正について（評価書 1061 ページ）

設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理し、環境保全措置を修正・追加しました。修正後の環境保全措置を表 1-19-1 に示します。

表 1-19-1　景観に係る環境保全措置（施設の存在による景観・風景への影響）

（評価書 1061 ページ　表 8.3.1-13、下線部は修正・追加箇所）

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
設計段階	施設の存在	工事施工事業者	目立ちにくい位置への煙突の配置、煙突の高さ、壁の分割や色分け等により、目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用する。また、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行う。	周辺の景観との調和	最小化	工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確とはならないため、不確実性がある。
			工事施工事業者の選定に際しては、入札参加者に提出を求める提案書の書式に、「デザイン・景観」の項目を設けて審査対象とし、審査の視点[注1)]にかなう提案を高く評価する。	周辺の景観との調和	最小化	手続きは確実に実施されるが、工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確とはならないため、不確実性がある。

注 1）落札者決定基準に示されたデザイン・景観に関する審査の視点

（２）工事施工事業者の決定プロセス（評価書 1062 ページ）

工事施工事業者の決定プロセスについて整理して評価書に示しました。工事施工事業者の決定プロセスを図 1-19-1 に示します。

工事施工事業者及び施設運営事業者の選定は、入札参加者から提出された提案書について、有識者を交えた事業者選定組織である「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」が「落札者決定基準」に従って提案を得点化し、「提案書の定量化審査」を行います。この提案書の得点と、入札金額を基に行う「入札価格の定量化審査」の得点の合計点が最も高い提案者を最優秀提案者とし、本組合議会の議決により落札者を決定することとなります。

提案書の書式には「デザイン・景観」の項目を設け、落札者決定基準に示されたデザイン・景観に関する「審査の視点」に照らし、優れた提案を高く評価して得点に反映します。

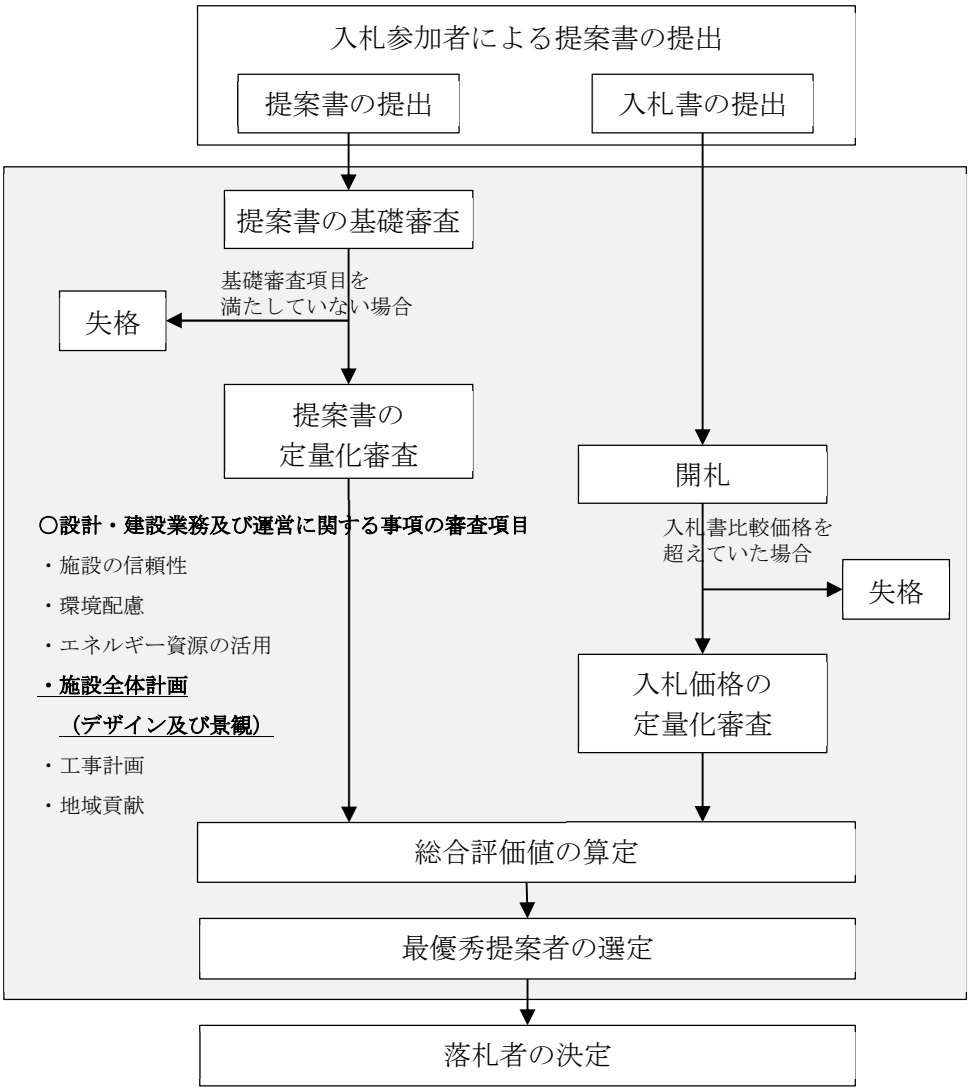

図 1-19-1　総合評価落札方式による落札者選定の手順

（評価書 1062 ページ　**図 8.3.1-5**）

（３）事後調査について（評価書 1061 ページ、1069 ページ）

設計は工事施工事業者が行うことから、具体的な措置の内容は現時点では明確とはならないため、環境保全措置の効果には不確実性があります。このため、事後調査を実施し、事後調査の結果を成功基準により評価し、取りまとめて中間報告書及び完了報告書に記載します。環境保全措置等の成功基準を表 1-19-2 に示します。

表 1-19-2　景観に係る環境保全措置等の成功基準（施設の存在）

（評価書 1069 ページ　表 8.3.1-20、下線部は追加箇所）

影響要因の区分		成功基準	設定根拠
供用時	施設の存在	次の基準等との比較に基づき、「周辺の景観との調和が図られていること。」とする。 ・「美しい県土づくりガイドライン」（平成 21 年 3 月 山梨県） （表 8.3.1-16(1)～(2)参照） ・山梨県公共事業等景観形成指針（平成 3 年 6 月告示） （表 8.3.1-17 参照） ・西桂町景観計画（平成 27 年 7 月改訂） （表 8.3.1-18 参照） ・富士吉田市景観計画（平成 28 年 3 月改訂） （表 8.3.1-19(1)～(2)参照）	立地する県及び市町のガイドライン、指針及び計画に定める内容に適合することとした、環境保全上の目標の達成を成功基準としており、成功基準として適切であると考えられる。
		有識者を交えた事業者選定組織により、景観への影響を事業者選定の要素の一つとする。その上で、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行う。	環境保全措置の効果については定量的な評価ができないことから、工事施工事業者の選定の方法及び設計が確定するまでの協議のプロセスを成功基準とすることで、影響の最小化を実現することとした。
		設計上の工夫により、本予測結果と比較して、高速道路側から見た際の施設の圧迫感が低減され、デザイン、色彩及び景観計画による周辺環境との調和への配慮の効果が得られていることが、事後調査により確認されること。	工事施工事業者の優れた提案を採用することにより、予測結果よりも周辺の景観との調和が図られることは、成功基準として適切であると考えられる。

【資料 1-20】知事意見１９への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見１９】

１９　景観への影響低減に係る環境保全措置の具体化

建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置（面分割、植栽等）について、過去事例を踏まえて検討すること。

その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示するとともに審査基準に反映し、評価書に記載すること。

【事業者の見解】

建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置（面分割、植栽等）について、過去事例を踏まえて検討した。

また、景観への影響の最小化の手法及び性能発注にあたっての審査の視点を評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

【景観・風景】8-797(1061)～8-798(1062)

２．対応及び修正内容の説明

（１）環境保全措置の検討（評価書 1061 ページ）

建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置について、過去の事例を踏まえて検討し、環境保全措置として整理し、計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策を評価書に例示しました。

修正後の環境保全措置を表 1-20-1（表 1-19-1 の再掲）に、計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策の例を表 1-20-2 に示します。

表 1-20-1　景観に係る環境保全措置（施設の存在による景観・風景への影響）

（評価書 1061 ページ　表 8.3.1-13）（表 1-19-1 の再掲）

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
設計段階	施設の存在	工事施工事業者	目立ちにくい位置への煙突の配置、煙突の高さ、壁の分割や色分け等[注1)]により、目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用する。また、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行う。	周辺の景観との調和	最小化	工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確にとはならないため、不確実性がある。
			工事施工事業者の選定に際しては、入札参加者に提出を求める提案書の書式に、「デザイン・景観」の項目を設けて審査対象とし、審査の視点[注2)]にかなう提案を高く評価する。	周辺の景観との調和	最小化	手続きは確実に実施されるが、工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確とはならないため、不確実性がある。

注 1）表 1-20-2 に例示した。

注 2）落札者決定基準に示されたデザイン・景観に関する審査の視点

表 1-20-2　計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策の例

（評価書 1061 ページ　表 8.3.1-14）

項目	景観配慮の手法	説明
配置計画	敷地境界からのセットバック	敷地境界からできるだけ離すことにより、圧迫感を抑える（煙突、建屋）。
形状	施設高さの抑制	施設の高さをできるだけ低くする。
	形状の分節・曲線化	大きな壁面に凹凸やスリット、素材の変化をつけることにより単調さと圧迫感を和らげる。
	傾斜屋根の採用	圧迫感を抑えて周囲との調和を図る。
	階層的な配置	上層階のセットバック等により、圧迫感を抑える。
	ごみ処理のイメージを感じさせないデザイン	一見してごみ処理施設とは感じさせないデザインとする。
意匠	室外設備の目立たない位置への配置	屋上設備などを外部から見えにくくする、外部の配管は建築物と一体化させて見えにくくする。
	反射光のある素材の最小化	反射等で目立つことを避ける。
	変化に富んだ意匠・形態	単調さを排して大きな壁面の強い印象を緩和する。
素材	外観部に木材、土等の自然素材を用いる	木材や土等をイメージさせる素材を用いて違和感を低減する。
色彩	分割塗装、グラデーション	上層に向かって明るい色にする等の分割塗装により、空の明るさに溶け込みやすくする。
	山林や空、市街地の景観になじむ色彩の採用	周辺の自然的景観等になじみやすい色彩として違和感を低減する。
	低彩度の色彩	周囲の自然や既存の街並みを阻害しない、落ち着いたトーンの色にする。
	明度の調整	
緑化	周囲の緑化	周囲を緑化し、壁面が見える範囲を減らす。
	屋上・壁面の緑化	人工物の強い印象を和らげる。

（２）性能発注にあたっての審査の視点（評価書 1062 ページ）

性能発注にあたっての審査の視点を評価書に示しました。入札参加者に提出を求める提案書の書式には、「デザイン・景観」の項目を設け、次の①、②の審査の視点を明示して提案を求めます。

審査の視点①：観光地であることを踏まえ、高速道路側から見た際の施設の圧迫感を低減し、周辺環境との調和に配慮したデザイン、色彩及び景観計画を期待する。

審査の視点②：維持管理性・経済性にも考慮した外観・意匠に優れたデザインを期待する。

【資料 1-21】知事意見２０への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見２０】

２０　県民に配慮した分かりやすい情報提供

環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであることから、評価書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。

①　施設の存在及び稼働に伴う取水、使用及び排水を含めた水収支（用排水）の内容

②　造成工事に係る複数案（地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量、最大の盛土高さ）

③　動植物に係る環境保全措置（創出環境の整備前の動植物の保全及び創出環境への導入）

【事業者の見解】

①　施設の存在及び稼働に伴う水収支（用排水）の内容を評価書に記載した。

②　造成工事に係る複数案（地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量、最大の盛土高さ）について、評価書に記載した。

③　動植物に係る環境保全措置（創出環境の整備前の動植物の保全及び創出環境への導入）について、評価書に記載した。

【対応する評価書のページ】

①【事業計画の概要】1-22(22)～1-23(23)

②【廃棄物・発生土】資料 393～424

③【陸上植物】8-505(769)～8-514(778)

【陸上動物】8-614(878)～8-620(884)

【水生生物】8-659(923)～8-664(928)

【生態系】8-713(977)～8-715(979)

２．対応及び修正内容の説明

（１）施設の存在及び稼働に伴う水収支（用排水）の内容　①

生活用水及びプラント用水の取水から環境への放出（排水、水蒸気等）までのフローの例を評価書に示しました。用水のフロー例を図 1-21-1 に示します。

用水の取水は井水を基本とします。取水した井水は生活用水とプラント用水に分離し、生活用水は全量を合併浄化槽により公害防止基準以下に処理した後、桂川へ放流します。プラント用水は施設外に排水しないクローズドシステムを採用してプラント内で再利用しますが、一部は飛散・蒸発により環境に排出し、飛灰処理物や焼却灰に含まれる水分は最終処分場に搬出されます。

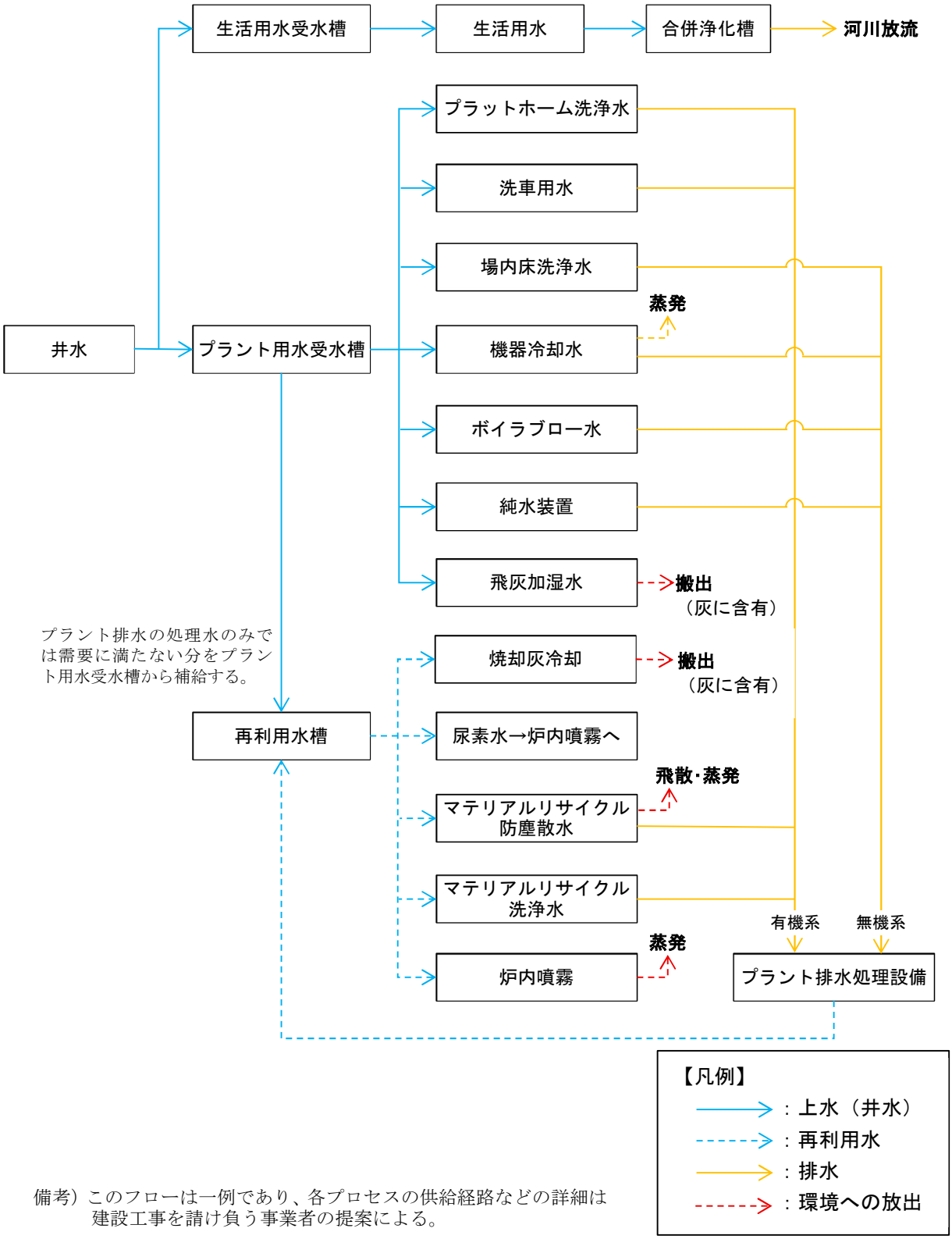

図 1-21-1　用水のフロー例

（評価書 23 ページ　図 1.4-6　一部修正）

（２）造成工事に係る複数案　②

造成計画については、想定した 3 パターンの詳細を、資料編（資料 393 ページ～資料 424 ページ）に示しました。

評価書資料編に示したパターン 1 の造成区分け図及び造成断面図を図 1-21-2、図 1-21-3 に、パターン 1 の造成土量を表 1-21-1～表 1-21-2 に、パターン 1 の地質断面図を図 1-21-4(1)～(2)に記載例として示します。なお、評価書資料編にはパターン 2、パターン 3 についてもパターン 1 と同様に記載しています。

土量の算出は下記の平均断面法により求めました。平均断面法は、造成工事などで土量（盛土量・切土量）を求める際に使う簡便な計算方法であり、次式により、2 つの断面の面積の平均値に断面間の距離を乗じて体積を算出します。

$$V = \frac{A_1 + A_2}{2} \times L$$

V：2 つの断面で挟まれた区間の土量（m^3）

A_1：断面 1 の断面積（m^2）

A_2：断面 2 の断面積（m^2）

L：断面間の距離（m）

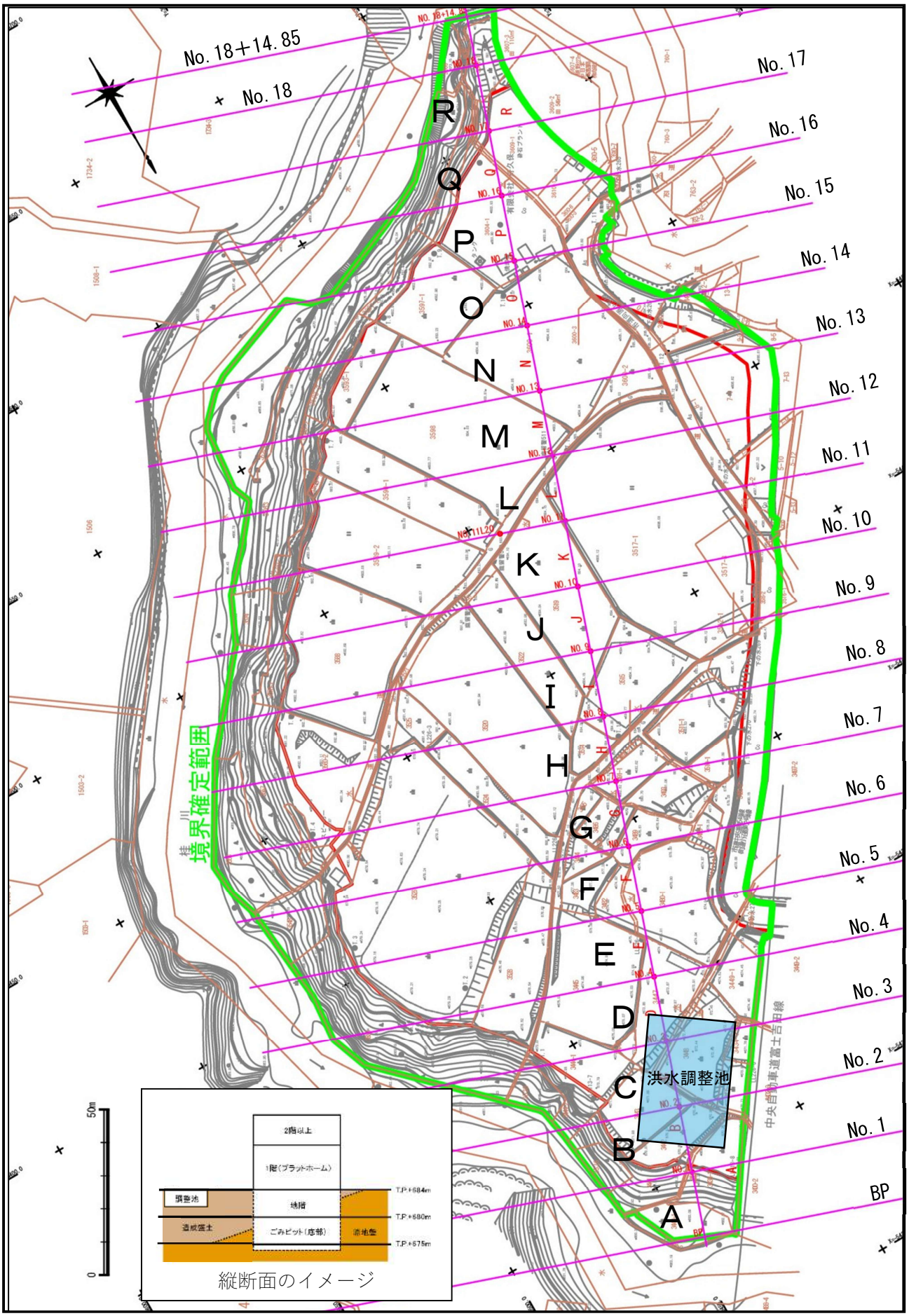

図 1-21-2　パターン１の造成区分け（全体を標高 684m に造成）（資料 394 ページ　図 10.2-1）

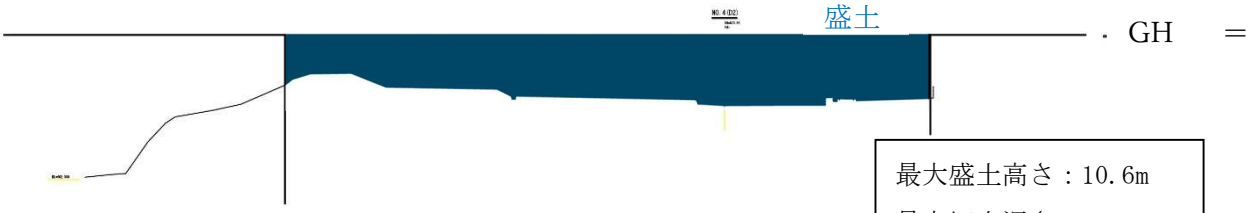

横断図（No.4）

横断図（No.5）

横断図（No.6）

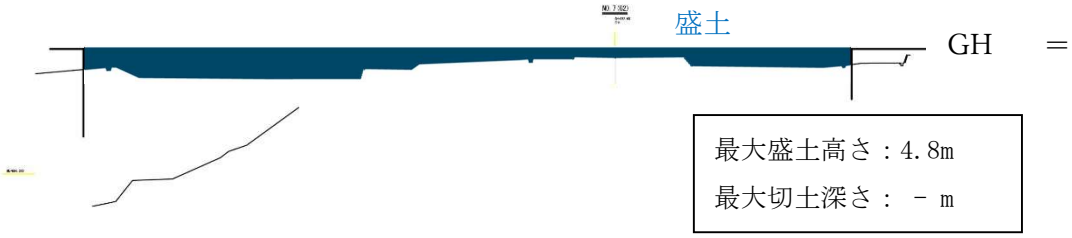

横断図（No.7）

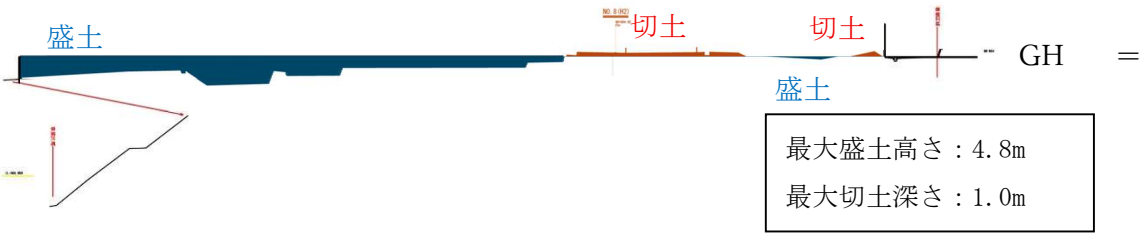

横断図（No.8）

図 1-21-3　パターン１の造成断面図（全体を標高 684m に造成）

（資料 396 ページ　図 10.2-2(2)）

表 1-21-1　パターン１造成土量①（資料 399 ページ　表 10.2-1）

切土								
No.	高さ（標高）	面積（m^2）	切高（m）	断面積１（m^2）	断面積２（m^2）	平均断面積（m^2）	距離（m）	土量（m^3）
A	－	－	－	－	－	－	－	－
B	－	－	－	－	－	－	－	－
C	－	－	－	－	－	－	－	－
D	－	－	－	－	－	－	－	－
E	－	－	－	－	－	－	－	－
F	－	－	－	－	－	－	－	－
G	－	－	－	－	－	－	－	－
H	－	－	－	0	266	133	20	2,660
I	－	－	－	266	80	173	20	3,460
J	－	－	－	80	104	92	20	1,840
K	－	－	－	104	126	115	20	2,300
L	－	－	－	126	137	132	20	2,640
M	－	－	－	137	93	115	20	2,300
N	－	－	－	93	41	67	20	1,340
O	－	－	－	41	1	21	20	420
P	－	－	－	1	0	1	20	20
Q	－	－	－	－	－	－	－	－
R	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－	－	－	16,980
盛土								
No.	高さ（標高）	面積（m^2）	切高（m）	断面積１（m^2）	断面積２（m^2）	平均断面積（m^2）	距離（m）	土量（m^3）
A	670	30	14	－	－	－	－	420
B	－	－	－	174	541	358	20	7,160
C	－	－	－	541	665	603	20	12,060
D	－	－	－	665	970	818	20	16,360
E	－	－	－	970	780	875	20	17,500
F	－	－	－	780	649	715	20	14,300
G	－	－	－	649	369	509	20	10,180
H	－	－	－	369	240	305	20	6,100
I	－	－	－	240	136	188	20	3,760
J	－	－	－	136	86	111	20	2,220
K	－	－	－	86	54	70	20	1,400
L	－	－	－	54	29	42	20	840
M	－	－	－	29	8	19	20	380
N	－	－	－	8	32	20	20	400
O	－	－	－	32	24	28	20	560
P	－	－	－	24	14	19	20	380
Q	－	－	－	14	8	11	20	220
R	681	129	3	－	－	－	－	387
計	－	－	－	－	－	－	－	94,627

注 1）A、R は両端の断面積不明のため、高さ（標高）、面積、盛高より土量を算定
注 2）B～Q は、No.1～No.17 の横断図を用いて、平均断面法により土量を算定

表 1-21-2　パターン１造成土量②（資料 399 ページ　表 10.2-2）

単位：m^3

切土	盛土	調整池容量	造成土量（盛土）
16,980	94,627	2,430	75,217

表 1-21-3　パターン別の土量（資料 414 ページ　表 10.5-1）

工事種別		工事の概要	土量（m^3）				
			①切土	②盛土	③調整池容量	④造成土量	⑤残土量
造成工事	パターン１	建設予定地を一律標高 684m に造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量は多い。	16,980	94,627	2,430	75,217	－
	パターン２	建設予定地の高低差を活用して造成する。 余剰の土砂を搬出する。 運搬量はパターン１とパターン３の中間。	38,080	21,057	2,430	－	19,453
	パターン３	造成土量が少量となるように造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量は少ない。	38,080	40,947	2,430	437	－

注１）④造成土量＝②盛土－（①切土＋③調整池容量）
注２）⑤残土量＝（①切土＋③調整池容量）－②盛土

表 1-21-4　パターン別の土砂運搬量（資料 414 ページ　表 10.5-2）

工事種別		工事の概要	土砂運搬量（m^3）	
			搬入量	搬出量
造成工事	パターン１	建設予定地を一律標高 684m に造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量は多い。	112,826	0
	パターン２	建設予定地の高低差を活用して造成する。 余剰の土砂を搬出する。 運搬量はパターン１とパターン３の中間。	0	23,344
	パターン３	造成土量が少量となるように造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量は少ない。	656	0

注）土砂運搬量（概算）は、地山掘削に伴う配分計画、運搬計画に係る土量変化率を考慮している。
○パターン１とパターン３については、地山で掘削した土を搬入すると想定し、以下の式により算出。
75,217m^3（造成土量）÷0.8（締固め率 C）×1.2（ほぐし率 L）＝112,826m^3（搬入土量）
437m^3（造成土量）÷0.8（締固め率 C）×1.2（ほぐし率 L）＝656m^3（搬入土量）
○パターン２については、現地で掘削した土を搬出すると想定し、以下の式により算出。
19,453m^3（残土量）×1.2（ほぐし率 L）＝23,344m^3（搬出土量）
出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（令和７年 10 月　富士・東部広域環境事務組合）一部加筆・修正

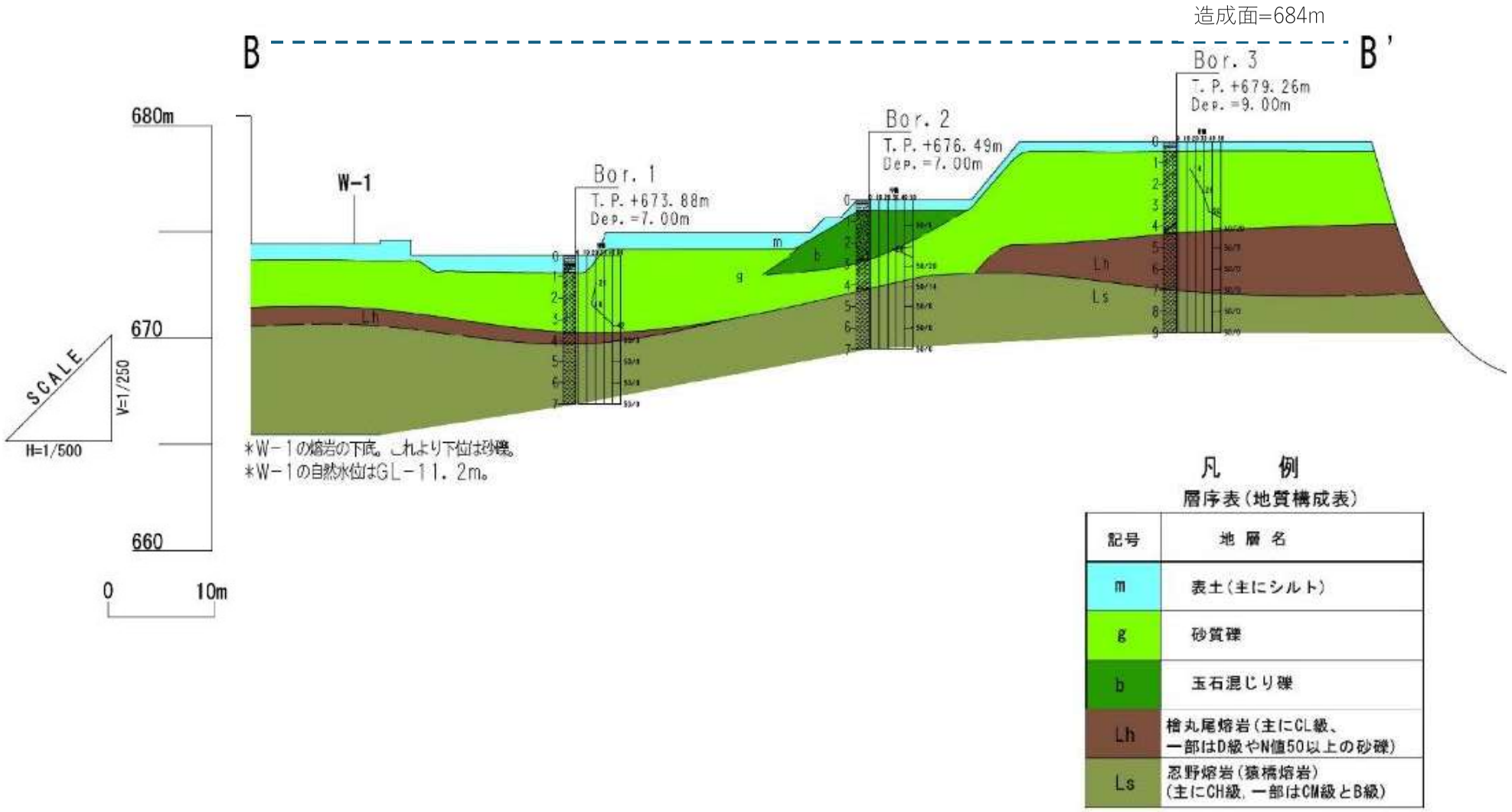

図 1-21-4(1)　地質横断図（B-B’）

（資料 417 ページ　図 10.6-2(1)）

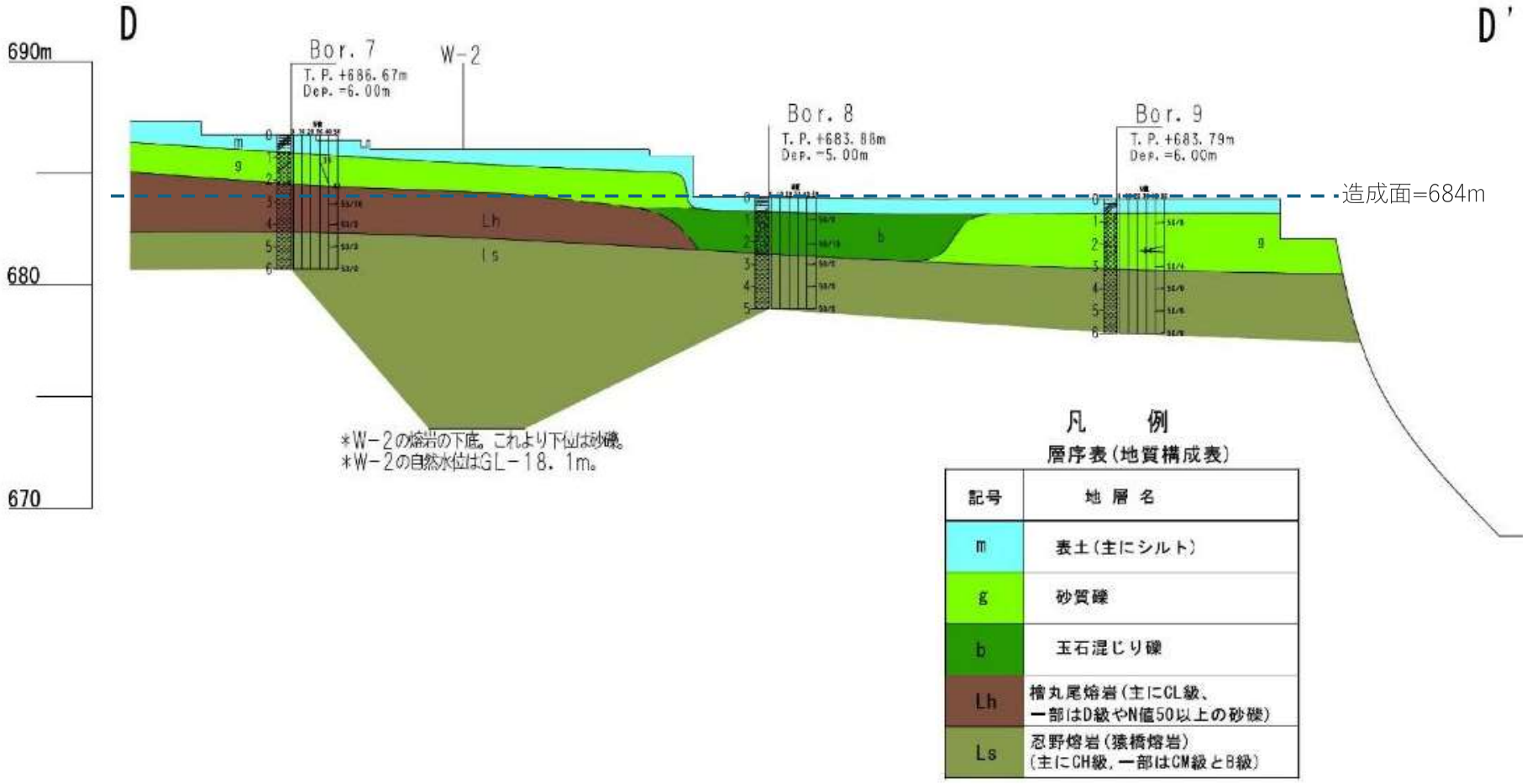

図 1-21-4(2)　地質横断図（D-D’）

（資料 418 ページ　図 10.6-2(2)）

（３）動植物に係る環境保全措置　③

陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系の項目ごとに環境保全措置の内容を見直し、創出しようとする環境の状況、移植／移殖等の方法や作業内容、導入～事後調査のスケジュールの想定等について示しました。

詳細は【資料 1-4】、【資料 1-7】、【資料 1-9】、【資料 1-12】、【資料 1-13】に示します。

動植物に係る環境保全措置に関する主な記載箇所

【陸上植物】：8-505(769)～8-514(778)

【陸上動物】：8-614(878)～8-620(884)

【水生生物】：8-659(923)～8-664(928)

【生態系】：8-713(977)～8-715(979)

【資料 1-22】知事意見２１への対応及び修正

１．知事意見と事業者見解

【知事意見２１】

２１　性能発注方式における環境影響評価結果の確実な反映

今回の手続においては、事業計画及び環境保全措置の詳細が性能発注の受注者による提案に委ねられることから、受注者となるべき者が設計段階において環境影響評価手続の結果を確実に反映することが重要である。このため、以下の事項に留意すること。

① 環境影響評価の結果を確実に反映するため、発注条件への反映や受注者選定における審査項目への追加などの具体的な手法を整理し、その内容を評価書に記載すること。

② 事業計画の具体化に伴い、「受注者提案による」とする事項については、その内容が今回の予測及び評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認し、その結果を中間報告書の手続において明らかにすること。なお、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載すること。

【事業者の見解】

① 性能発注方式における発注条件への環境影響評価結果の反映や受注者選定における審査項目への追加などの具体的な手法を整理し、その内容を評価書に記載した。

② 性能発注において「受注者提案による」とする事項については、その内容が今回の予測及び評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認し、その結果を中間報告書の手続において明らかにすることとする。

なお、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載することとする。

【対応する評価書のページ】

①【事業計画の概要】1-11(11)～1-12(12)

②【事後調査計画】9-1(1171)

２．対応及び修正内容の説明

（１）性能発注方式について　①

評価書の「第 1 章 事業計画の概要　1.4.2 対象事業の内容」に性能発注方式における環境配慮についての説明を追記しました。説明の抜粋を下記の囲みに示します。

環境影響評価の結果を確実に反映するため、「環境影響評価書の遵守」として建設事業者及び運営事業者に義務付ける事項を要求水準書に明記するとともに、落札者決定にあたり、「搬入・搬出管理」、「環境保全・循環型社会形成のための取組み」、「脱炭素社会形成に向けた貢献」、「デザイン及び景観」、「全体工事計画」、「環境保全と地域特性を踏まえた独自提案」を審査対象とすることにより、環境影響の回避、低減に資する提案を適切に評価できるしくみとしています。

入札参加者から提出された提案書は、有識者等で構成される「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準及び得点化方法に従って評価が行われる体制としています。

性能発注方式における環境配慮について（評価書 11 ページ～12 ページより抜粋、下線部は関連記述）

＊：性能発注方式における環境配慮について

性能発注方式は、発注者が施設の基本的な性能、制約事項を定め、その性能等を満たすことを前提に、入札参加者が技術提案を行い、提案内容と入札価格を考慮して総合的に優れた

提案を採用する受注者選定方式である。

性能発注方式では、入札参加者の技術提案に、施設規模、処理方式などのほか、環境影響評価の結果を踏まえて、大気汚染、悪臭、騒音等の環境性能、植物・動物・生態系に与える影響を最小限とするための工法等が示されることになる。

本事業の性能発注の要求水準書においても、公害防止基準や景観に関する法令遵守、環境保全、発生材の処理に関する事項、その他環境影響への配慮について示すとともに、「環境影響評価書の遵守」として建設事業者に次の事項を義務付けている。

・環境影響評価の結果及び評価書に記載された環境保全措置を遵守するものとする。
・設計・施工計画の検討にあたっては、保全対象種の生息・生育環境への配慮、移植等の植物保全措置及びこれに必要な表土保管等に対応可能な計画とするものとする。
・組合が実施する事後調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、建設事業者の責任において対策を講じるものとする。

また、運営事業者には、植栽管理業務の一環として、次の事項を義務付けている。

・環境影響評価書に基づき整備された生息・生育環境について、その機能を維持するために必要な草刈りその他の維持管理を実施するものとする。
・管理内容については、組合が実施する事後調査結果及び組合の指示を踏まえ、適切に対応するものとする。

これらの要求事項を受けて、技術提案には環境配慮の工夫が示されることになる。環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を入札参加者に促すため、採用技術の詳細については必要のない制限を設けないよう配慮した。

また、落札者決定にあたり、次の項目を審査対象とすることにより、環境影響の回避、低減に資する提案を適切に評価できるしくみとしている。

・搬入・搬出管理（繁忙期における車両集中時の渋滞対策等）
・環境保全・循環型社会形成のための取組み
・脱炭素社会形成に向けた貢献
・デザイン及び景観
・全体工事計画（周辺環境や住民等に配慮した工事計画等）
・環境保全と地域特性を踏まえた独自提案

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準及び得点化方法に従って評価が行われる体制である。

（２）「受注者提案」の内容確認について　②

性能発注において「受注者提案による」とする事項については、事業者選定を通じて採用する提案内容が明確になった段階及び工事施工事業者の実施設計段階で、評価書に記載された環境配慮事項、環境保全措置等が提案に適切に反映され、評価書の予測及び評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認します。確認の結果は取りまとめて中間報告書に記載します。

なお、確認の結果、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載します。